

# 和解

麦の会通信 第23号



被拘禁者更生支援ネットワーク=麦の会



## 麦の会事務局

〒359-0023

所沢市東所沢和田1-26-31

聖ペトロ・パウロ労働宣教会

tel/fax 04-2945-0510

[wakainet@gmail.com](mailto:wakainet@gmail.com)

郵便振替口座 00150-7-274626

## 賛同教会連絡先

〒762-0042

坂出市白金町3-2-11

白金キリスト教会 牧師 菅原 豊宛

〒020-0066

盛岡市上田3-6-36

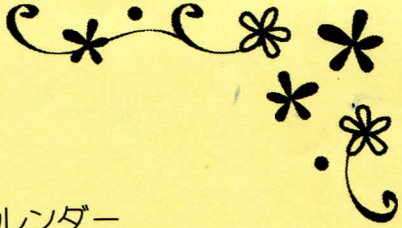
盛岡聖書バプテスト教会 牧師 近藤愛哉宛

## 賛同寺院連絡先

〒665-0000

宝塚市御殿山1-83-1

浄土宗大林寺 木下達雄宛



愛するために

マザー・テレサ カレンダー

1

2月 愛するために何をしたいかわからないなら、  
ほうきを持ってその人の部屋を掃除なさい。

3

4月 誰かと会うときは、  
いつもほほ笑みを浮かべましょう。  
愛は、ほほ笑みから始まるのです。

5

6月 愛はいつでも実っている果実であり、  
手を伸ばせば届くところにあります。

7

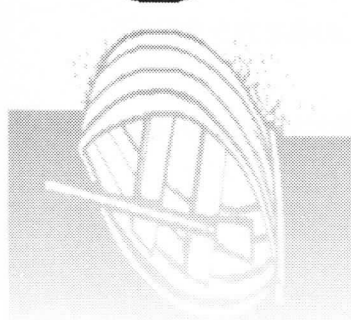
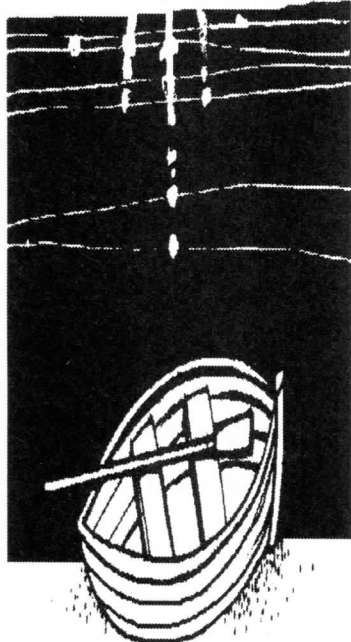
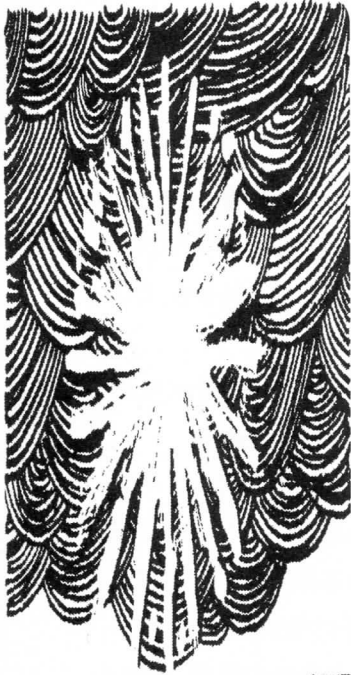
8月 あなたが愛に飢えているのなら、  
あなたの周りにいる人たちも皆、  
愛に飢えているのです。

9

10月 仕事に意欲を失ったら、  
「何のために」と考えるのをやめ、  
「誰のために」しているのかを思い出しなさい。

11

12月 まるで呼吸をするように、  
あたりまえに愛しましょう。  
来る日も来る日も、人生の終わりまで。



愛するために マザー・テレサカレンダー  
 詩編 91 ジュリアーノ・デルペーロ ..... 1  
 死刑廃止にむけて 雨森慶為 ..... 2  
 「いのちなきところに正義なし」-死刑廃止を求める国際シンポジウム 滝谷美佐保 .... 7  
 誌上ギャラリー ..... 9・52・53  
 なんでもこえ 1  
     私の生い立ちと願い 天翔 ..... 10  
     赦されて生かされているということ Mc 播磨 ..... 11  
     死刑に思う O・T ..... 12  
     「COME BACK」すべてに立ち向かえ 桐石将治 ..... 13  
     償いとは KEN-BOW ..... 15  
     更生について 月下恋詩 ..... 16  
     私を支える言葉集 華春 ..... 17  
     愛が有る テツ ..... 17  
     苦情から見えてくるもの(前編) 人生覚悟 如晴 ..... 18  
     神の力 シンクロ ..... 21  
     ミチシルベ マスター ..... 22  
     高齢の受刑者も頑張っています 85才のおじいちゃん佐藤 ..... 22  
     クリスマスカードをいただいて 宮城のグロリア ..... 23  
     今とても心があったかいです KEN-BOW ..... 23  
     死刑廃止と更生を目指して M ナカムラ ..... 24  
 小鳥の歌 -東洋の愛と知恵- アントニー・デ・メロ ..... 26  
 医者であるイエスと病人である罪人 ジュリアーノ・デルペーロ ..... 27  
 なんでもこえ 2  
     『死刑囚からあなたへ』『裁かれた命』を読んで 空 ..... 30  
     旅 九州男 ..... 31  
     あなたならどうする? 求道心 如岳 ..... 33  
     死刑と厳罰化政策の是非 熊本愚公 ..... 34  
     会員の皆様 ご意見頂戴 浪速の奇行人 ..... 35  
     夢を求めて 博多一粒 ..... 36  
     これが刑務所? 猫男爵 ..... 38  
     法律 北の大地 ..... 41  
     気持ちの切り替え 南 和気 ..... 43  
     受洗はゴールでなくスタート 月笛 ..... 44  
     塀の中の生きる意味を生み出す~更生の道(希望) 初雁 ..... 45  
 虚し街道(むなし・かいどう) 浅野真知子 ..... 47  
 「麦の会」文通者の集いに参加して 滝谷美佐保 ..... 48  
 動物の働き その果す役割の大きさ 森のクマさん ..... 51  
 短歌・俳句・川柳・詩 ..... 54  
 麦の会書籍支援コーナー ..... 58  
 アクション呼び掛け・案内板/『とらえなおし』のご案内 ..... 60  
 会員総会の開催告示 会員総会議長 伊藤玲雄 / 運営委員会報告 ..... 63  
 運営委員再任にあたって 飯田博久 ..... 66  
 麦の会通信『和解』は/会計報告/事務局だより・編集後記 ..... 68・69

91:1 いと高き神のもとに身を寄せて隠れ／全能の神の陰に宿る人よ

91:2 主に申し上げよ／「わたしの避けどころ、砦／わたしの神、依り頼む方」と。

91:3 神はあなたを救い出してください／仕掛けられた罠から、陥れる言葉から。

91:4 神は羽をもってあなたを覆い／翼の下にかばってください。神のまことは大盾、小盾。



91:5 夜、脅かすものをも／  
昼、飛んで来る矢をも、恐れ  
ることはない。

91:6 暗黒の中を行く疫病も  
／真昼に襲う病魔も

91:7 あなたの傍らに一千の  
人／あなたの右に一万の人  
が倒れるときすら／あなたを  
襲うことはない。

91:8 あなたの目が、それを  
眺めるのみ。神に逆らう者の  
受ける報いを見ているのみ。

91:9 あなたは主を避けど  
ころとし／いと高き神を宿ると  
ころとした。

91:10 あなたには災難もふ  
りかかることがなく／天幕には  
疫病も触れることがない。

91:11 主はあなたのために、  
御使いに命じて／あなたの

道のどこにおいても守らせてくださる。

91:12 彼らはあなたをその手にのせて運び／足が石に当たらないように守る。

91:13 あなたは獅子と毒蛇を踏みにじり／獅子の子と大蛇を踏んで行く。

91:14 「彼はわたしを慕う者だから／彼を災いから逃れさせよう。わたしの名を知る者だから、  
彼を高く上げよう。

91:15 彼がわたしを呼び求めるとき、彼に答え／苦難の襲うとき、彼と共にいて助け／彼に名  
誉を与えよう。

91:16 生涯、彼を満ち足らせ／わたしの救いを彼に見せよう。」

(注)挿絵は詩編91の内容を示しています。

(例)V3-4は91:3-4、V7は91:7の内容です。

## 死刑廃止に向けて

雨森 慶為

真宗大谷派

(東本願寺)は

死刑執行の度に、「死刑執行の停止、死刑廃止を求める声明」を出しています。カトリック正義と平和協議会も、宗教法人大本にしまして、同様だと思いません。執行の前に死刑廃止を求める声明を出すべきではないかという声も当然あるのですが、今のところはこういう形で出し続けています。

声明の中には、私たちの真宗大谷派の教えに基づいた死刑廃止の内容を書いています。時々によって表現を変えているのですが、少しご紹介します。

「死刑執行を続けることは、私たちの社会が罪を犯した人の立ち直りを助けていく責任を放棄し、共に生きる世界を奪うものです。死

刑制度は被害者遺族をも救うことのない制度であり、そればかりでなく、応報感情をあり、人々を分断する制度であります。加害者の悔悟や反省が成し遂げられることも、被害者遺族の悲しみや怒りが癒されることも、死刑制度を持つ社会では不可能です。」

死刑制度というものは、応報感情を煽って、被害者感情を癒すこともできない。そういう社会を私たちは創り出している。このような声明を、私たちは出しています。

2008年10月に、国連人権委員会から日本政府に対して、死刑その他の人権問題について意見書が出されました。その中で死刑については、「世論調査の結果に関わらず、死刑の廃止を前向きに検討し、必要に応じて国民に対し、死刑廃止が望ましいことを知らせるべきである」と指摘しています。これに対して、日本の法務大臣はどういうことを言っているかという点、「国民感情、犯罪情勢、刑事政策のあり方を踏まえて、日本政府が独自に決定すべきではないか」と、こういう意見を言うわけですね。国民感情、犯罪情勢、刑事政策のあり方など、いろいろな状況を見た上で、日本政府が独

自に死刑の廃止なのか、存続なのかを決定すべきだと言っているわけです。

ところが、法務大臣は一方では「法の定めるところによって、粛々と死刑を執行していく」と答えることがあります。このように、非常に矛盾した意見を言っているわけです。私たちはそのことについて、どのように感じるのか。法務大臣の職責としては、死刑制度がある限り、死刑を粛々と執行していく。それは、正しいとか正しくないとかではなく、職責をそのまま表現したもので、法務省として、法務大臣としての公式見解であろうと思います。

では、国民感情というのは何なのか。それは被害者意識ではないか。被害者意識のことを私たちは国民感情と呼んでいるのか。あるいは、第三者が被害者のことを慮(おもんば)った内容を、国民感情と呼んでいるのか。ともかく、国民の80%以上の方々が死刑の執行を望んでいるというような国です。私たち人間の中にある恨みや報復、応報感情といったものが、そういった感情に基づいた制裁や暴力を正当化するのが、国民感情という言葉なのではないか。

被害者の感情というのは、さまざまに変化

していくわけです。当然、自分の経験として被害者であるという方もあると思いますけれど、だいたいは第三者として慮っていることの方が多いのではないかと思います。

実際に被害者の方たちが、この社会でどのような登場の仕方をするのかといえば、テレビなどでインタビューを受けて、「(加害者を)死刑にしてほしい」とか、「絶対に赦せない」というふうに答えられるわけです。そういった報道のさし方をします。しかし、その後、この方たちの気持ちや感情にどのような変化があるのか、どのような人生を歩まれるのかという点については、私たちは長い目でずつと見ているわけではありません。原田正治さんのように、自分の弟を殺した加害者の死刑執行を望まないという上申書を法務大臣に提出したケースもあります。

思っています。

また、必ずしも、全ての法務大臣が、法の定めるところによって、粛々と執行しているとは限りません。そういう法務大臣ばかりではありません。杉浦正健という法務大臣がいましたが、この方は法務大臣になった時の記者会見で、「私は死刑執行命令書には署名しません」と言われました。たまたまなのですが、この方は真宗大谷派(東本願寺)門徒でした。おそらく、小さい頃からお祖母さんの膝の上で親鸞上人の話を聞いて、「いのちを大事にしなればいけない。人を傷つけてはいけない」と教えられていたのだと思うのです、それを実行された。必ずしも「法の定めるところによって、粛々と死刑を執行していく」という法務大臣ばかりではないのです。

死刑に関する法律は、人間のいのちということにかかわっており、死刑の執行に責任があるのが法務大臣であるわけですから、法務大臣それぞれの、一人の人間としての質というものが問われてくるのではないかと思います。それは私たちも同じです。

私たちは死刑の執行停止、死刑廃止の声明を出し続けているのですが、真宗大谷派の中でもすべての門徒(信徒)や僧侶が、「死刑廃止」に領いているわけではなくて、こうした声明を出す毎に、さまざまご意見をいただきます。その中には、「殺人犯にも人権があるのはなぜですか」とか、「人を殺(あや)めた人の人権は、殺められた人以上になくなるのが道理ではないですか」とか、「人を殺したら、死刑になるのが当たり前だ」、そういった意見が手紙なりメールで、送られてくる。なかなか、杉浦法務大臣のようなご門徒ばかりではないのです。

そういった国民感情、応報感情がどこから生まれてくるのか、ということを少し考えてみると、やはり恨みをはらすという「仇討ち」から来ていると思います。仇討ちというと私たちは江戸時代を思い浮かべますけれども、中国の儒教的道徳の中にも、復讐、仇討ちという言葉がたくさん出てきます。

しかし、儒教はそれがすべてではありませんし、仇討ちという思想の上に、儒教が成り立っているわけでもない。儒教に多くの思想がある中で、仇討ちということも出てくるということです。仇討ちとか、恨みをはらすということが

儒教の教えの一部にあつて、それが日本において江戸時代になつて、あるいはそれ以前に武家社会が成立してから、武士の思想として確立された。「仇を殺して恨みをはらす」という感情が日本人の中に一定の形式として定着したのではないかと私は考えています。

死刑を仇討ちの代わりのように考えて、死刑によつて、被害者遺族の恨みをはらすと考えるということ自体、死刑制度の本来の意味から大きく離れているわけです。死刑制度そのものは本来、被害者感情を想定して創られているわけでもなんでもありません。刑事法制上、国の秩序維持という目的の中に死刑もあると思うのですが、いかにも被害者の恨みをはらすことを目的として、死刑制度が成り立っているかのように思われている。あるいは、国による仇討ちとして正当性を持つかのように、死刑が国民感情の中で培われている、保持されている。そして、これこそ被害者の気持ちである、国民感情である、と決めつけているのが、実は私たち国民自身ではないだろうかと思うわけです。

してしまつています。それは、本当は悲しいことです。被害者にとつても、とても悲しいことです。身近な人の命が奪われた悲しみを、自身の中で確かめたい、いのちに対する慈しみという大事なことを教えてほしい、誰かと分かち合いたい、話し合いたい、ということこそが、被害者の本当の思いであつて、それを「死刑で恨みをはらしてほしい」と、まわりから思わされてしまつている被害者の人もあるのではないでしようか。

韓国の殺人事件の被害者遺族の方が、京都でお話しされたことがあるのですが、韓国で21人もの方が殺された連続殺人事件が起きた、その被害者のお一人の「ご家族ですが、その方が「私たちは死刑を望みません」と言われまして、「死刑に反対」ということでなくて、「私たちは死刑を望まない」と。少し当りが柔らかくて「死刑は望まないが、その他の刑罰を望む」とも聞こえるのですが、ともかく、「私たちは、被害者として死刑を望まない」と、そういうことをおっしゃっていました。

「人を殺したら死刑になるべきだ」と思つていてと申し上げました。でも、じつくりと話していくと、本当はそうでもない、ということもたくさんあります。

たとえば、私の寺は滋賀県の小さな寺ですが、原田正治さんに来ていただいて、多くの門徒の方とお話をしてもらつたことがありました。それまで何度も、死刑執行に抗議する宗派の声明をプリントして門徒さんに配つたり、毎月のお勤め・集会で、「真宗大谷派は死刑を廃止するように言っているのです」と、門徒さんの前でお話ししたりするのですが、だいたいの方は「何を言ってるんだ」と。「やっぱり死刑は必要やないか。当たり前やないか。被害者の方のことを考えたらどうするんや」とおっしゃいます。

そこに、本当の被害者の方が目の前に来て、話をしてくださる。原田さんは自分の弟を殺されて、その





上、犯人にずいぶんだまされながら、だんだん事件の真相が分かつていくわけです。しかし、やはり犯人を赦せない。そこで、原田さんは何とかその人に会おうとされ、実際に何度か会った。そして、ずいぶん時間をかけて、この人が死刑になつても自分は救われないだと考えるよになり、「死刑をやめていただきたい。生きて償ってほしい」と、法務大臣に上申書を提出したのです。そのことを門徒さんたちに、ほとんど60代、70代の方たちですが、お話しいただきました。

そうしたら、ある方が原田さんに「あなたのお母さんはどう言つてらっしゃるんだ」と聞きました。原田さんの「死刑をやめていただきたい」という思いについて、お母さんがどのように考えておられるかを確かめたいと言う気持ちです。原田さんは、「母も私の意見や立場を大事にしてくれています」と答えられました。そこで、その質問をした人は「なんと、仏さんのようなお母さんなんやね」と言われるわけですね。これは、全然違うところからの発想ではないかと思うんです。私の父も、「人を殺したら死刑になるべきだ」とずっと言っていたわけですが、原田さんに来ていただいたその時からやは

り変わりました。「大谷派は死刑を廃止しようと思つているし、教えの中にもそのことは許されないと書いてある」と、はつきり言うようになりました。父は当時92歳で、寺の住職をやつていましたが、そういうふうに変わることもあるのですね。私たちが国民感情と呼んでいるものは、かたくななもののように思われていますが、自分の身近な人から話していけば、変えられるのだということを感じました。

死刑になりたいという動機によつて、殺人を行なうという事件が起きてきます。人を殺せば死刑になる、死ぬことができる。このようにして、死刑制度が逆に犯罪を増やしてしまつているのではないのでしょうか。

ある意味では、死刑がそういう皮肉な結果につながつているというのが、私の意見です。「人を殺せば死刑になるんだ」私の寺の門徒さんが言つたことです。でも、私たちがそういう言い方で当たり前にしてきたことが、裏目に出る形で死刑になりたいということ、犯罪が増えてしまつていのではないだろうか。これはやはり、「恨みをはらす」ということ、誰の恨みということでもなく、犯人に直接恨みをはらすということ

もなく、死刑で恨みをはらすととらえること自体が問題なのではないか。人を被害者と加害者という形で、この人は悪い人で、私たちはそうでない人というふうに分断して、罪を犯してしまった人に対して死刑の執行を続けることによつて、私たちの社会で人と人同士が結びついていたものを離れていくような、そういうことをやつていのが死刑制度ではないだろうか。と、私たちはとらえています。

宗教者として大事なことは、「人間というのは罪を犯すものだ」という認識です。

「被害者」と「加害者」と分けて考えると、「被害者」というのは何も悪いことはしていない」と。一般の国民感情は、「何も悪いことをしていない人が、こんな目に遭つた」と思う。これは、一見その通りなのですが、宗教が教えるように、「人間というのは罪を犯してしまうものなのだ」という前提がなかったら、いつまでも、「あなたが悪い。私は何も悪いことはしなかった」、そこで終わつてしまふ、加害者を決して受入れないと思うのです。

「人間は罪を犯す」という認識を被害者に求める以前に、「私自身がやはり罪を犯す人間で

あった」ということを自覚することが必要です。親鸞の『歎異抄』(これは弟子が書いたものですが)にこんな話があります。親鸞が弟子に、「もし、あなたが浄土に行きたいのだったら、千人殺しなさい」と言う。弟子は「とてもそんな千人なんて殺せません。千人はおろか、一人も殺せません」と答える。親鸞は、「あなたが良い心を持っているから殺せなかったのではなく、殺すという縁がなかったから、そういう業(ごう)がなかったから殺せないだけだ。殺したくないと思つていても、百人、千人と殺してしまうことがある」と答えています。「よい人は人を殺さない、悪い人だから殺してしまふ」という決めつけをまず取り去つて、宗教の教え、キリスト教でも、神道でも、仏教でも、その教えを聞いている私たちは、「人間は罪を犯してしまふものだ」ということに気づかされ、また、人にも伝えていかなければならないのではないかと思っています。

(あめもり けいせい・「死刑を止めよう」宗教者ネットワーク 世話人真宗大谷派(東本願寺)解放運動推進本部 本部委員)



「いのちなきところ」に正義なし」

## 「死刑廃止を求める国際シンポジウムに参加して

滝谷美佐保

2013年10月29日と31日の2日間にわたって、死刑廃止問題についての聖エジディオ共同体<sup>\*</sup>と欧州委員会<sup>※</sup>による国際シンポジウムが都内で開かれました。その参加報告をします。(注<sup>\*</sup>:ローマを拠点に平和運動や人權活動を行っているカトリックNGO。<sup>※</sup>:EU政策執行機関)

◇ ◇

29日は、九段下にあるイタリア文化会館で開かれました。会場は、さすがイタリア文化会館だなあ、と感じられるような濃いグリーン色の木でできた座り心地の良い椅子が設置され、各列の座席は階段状になっているのです。私達夫婦はレミ神父様と隣同士の席に座りました。イタリア文化会館館長の挨拶で始まり、次に聖エジディオ共同体事務総長の「現代社会における人のいのちの価値」というテーマでの挨拶が通訳つきでありました。日本の死刑存続について、強い抗議と考慮を促すために、世界各国の死刑廃止を求めるイタリア人を中心とした人達が来日し、この問題について考える貴重な機会を設けられたのです。また袴田事件<sup>※</sup>、再審請求を中心として、担当の弁護士からの日本の裁判の状況についての話、袴田さんの実のお姉さんからの報告などがあり、またこの事件を題材にした映画も上映されました。この日の参加者は40人ほど。私や夫のように、今特別に取組んでいるのではないけれども、日本で今も存続しているこの死刑の問題に深い関心を寄せている、ということに参加している人は、

極めて少なかったように思われました。これはとても残念なことだと思います。

(注<sup>※</sup>:1966年静岡で味噌製造会社専務と家族の4人が殺された。従業員で元プロボクサーの袴田巖さんに死刑判決が下ったが、アリバイがあるのに嘘の自白を強要されたとして冤罪を訴えている。2014年3月27日再審開始が認められた。)

◇ ◇

31日の集会は、聖エジディオ共同体と欧州委員会が日本政府に「死刑制度廃止」を訴えるために国会議事堂の向いにある衆議院第一議員会館で開いたのです。この日はジュリアーノさんと麦の会スタッフの人達3人も一緒に参加することができましたが、参加者は40人ほどで少なく、もったいないことでした。現在、死刑廃止をしている国は、世界の3分の2以上の141カ国、EUでは加盟国は死刑制度を廃止しており、死刑廃止を願う欧州42カ国の外務大臣は以下のような共同声明を出しています。

「死をもたらす正義は、真の正義ではありません。死刑制度の非人間性を認めた上で、欧州42ヶ国は、いかなる状況においても、いかなる国においても、死刑執行されることを反対いたします。(以下略)」

当日、日本側から衆議院議員・亀井静香さんの話や元参議院議員で現在、世田谷区長・保坂展人さんの話も聴くことができました。亀井さんによると、先の選挙で、「死刑廃止を推進する議員連盟」に加入していた議員の多くが落選し、今のところ、議員達によるこの活動は停滞しているとのことでした。同議員連盟会長の亀井さんは独特のユーモアのある語り口調で「私は、どんな犯罪を犯した人に対しても死刑という刑罰は、

人が下すことはしなくてよい、いや、すべきではない、と考えます。人が死んだ後、閻魔大王が罰する、ということが言われているのだから、人が国の名のもとで、敢えて人を殺すことはするべきではないこと語りました。また議員連盟の事務局長を務める保坂さんは、以前、私と友人たちが所沢の地でバクの会（不登校の子ども達のための居場所）の活動をしていたときに、お招きして講演会を開いたことがあった方なのです。自分自身が中学生の時から、学校の内申書のあり方に疑問を持って、学校や教育委員会と闘ってきたという稀有な歩みをしてこられたので、その後、国議員になってから死刑廃止に向けての活動に積極的に関わられたのは、自然なことだったと思います。保坂さんは事務局長をしてきた立場からこれまでの議員連盟の活動の歩みを紹介し、今後とも平坦な道ではないけれども死刑廃止に向けて取り組んでいく決意を表明されました。

◇ ◇

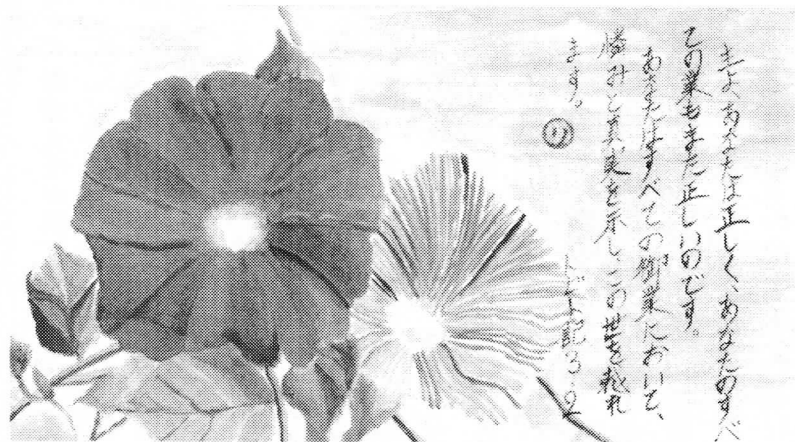
日本の死刑問題についての世論として近年ますます死刑支持者が増える傾向にあり、平成21年度の内閣府による世論調査では、死刑支持者が80%を上回っています。この原因は、裁判の実態、刑務所の中の状況、また死刑そのものがどのように執行されているかなどについてはほとんど報道されず、一般の人々がこの問題について考える機会がなさすぎるということが大きいこと、そして近年、社会の風潮として、ますます自己責任云々が強調され、他者に対しての寛容さが失われていっていることなどが原因ではないかと私は思います。そして、さらに私が強く感じていることは以下のようなことです。

『日本では今も、知的障がい者や精神障がい者のためのグループホームやケアハウスあるいは何らかの施設を建てようとする計画に対して地域

住民が反対運動を起こすこと、それによって、せっかくの計画が実現できなくなることがよく起こります。このようなことからわかることは、お互いのありのままを受け入れて、助け合って、補い合って、共に生きていこうという人と人との関係が、きわめて乏しいということです。その究極の地点に、刑務所の存在があり、そこで暮らす人々への差別感や恐れがあり、死刑を是とする考えが頑として動かずに存在する』

私は自分自身が日々生きていくなかで、自分の中にある今も存在する差別感や相手を拒否する頑なさをよく知るように努めていきたいです。これは、一般論として「差別はしません」と言えば良いというような単純な問題ではなく、個対個として、私と他者との間にある根源的なこととして、自分自身に問い、たゆまず自分を開いていくように努めることが、何より大事なことではないかと感じています。





松本

まよふまは正しく、あなただけ  
この業もまた止しむのです。  
あなただけでこの御業において、  
勝利と真実を示し、この世を救わ  
れます。  
①  
しんや配る



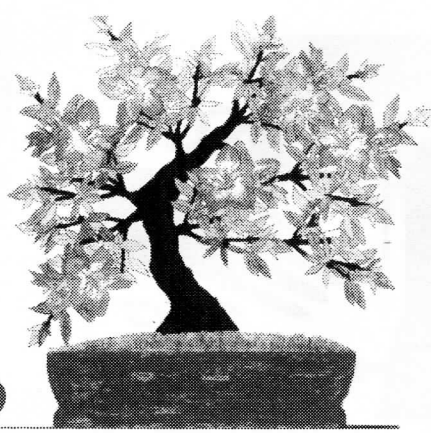
成田



片岡

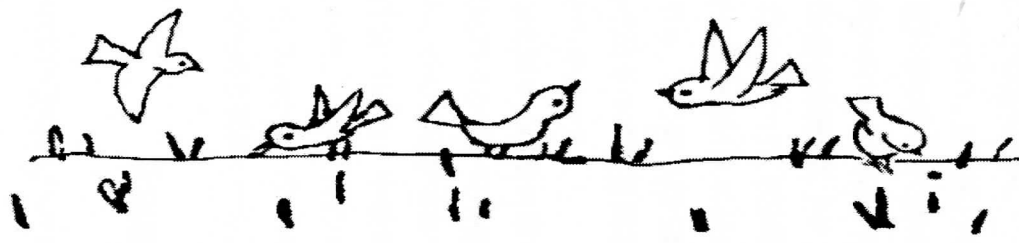


YK



高尾

原爆孤児  
1/11 1-5



### 私の生い立ちと願い

天翔

『和解』を愛読している皆様、お元気ですか。初めて投稿させていただきます。私は現在、四国にある無期受刑者です。平成元年入所ですので、今年で25年目を迎えます。

昭和20年8月9日、長崎市に投下されました原子爆弾により、両親・兄・姉を始め、親戚など一瞬にして失い、原爆孤児となりました。

その後、戦後すぐに設立された孤児院、長崎市にある聖母の騎士修道院の「ミロハナ」神父様により聖母の騎士園が設立。数多くの原爆孤児が集まり、生活を共にしながら、小学校・中学校を終えることが出来ました。

カトリック系の孤児院だった為

に、私は一〇歳の時に「ミロハナ」神父様により、洗礼を受け、「フランシスコ・ザビエル」の霊名を授かりました。

中学卒業後、当時はまだ数少なかった男性美容師を目指して、長崎市内の美容室に内弟子として、住み込みで働くことになりました。当時、昭和20年代には、内弟子に入っても給料はなく、美容学校に行かせていただき、三度の食事を与えられることが、当然といた時代。もちろん男の子であっても、内弟子生活、掃除・洗濯・台所仕事も、他の女の子同様に修行生活の一環としてしなければならぬ毎日でした。

原爆孤児だった私に、生きるこの大切さを教えて下さったのは、聖母の騎士園で、ブラザー始め、シスターたちに依って教えられた、カトリックの教えがやはり心の片隅に残っていたからではないかと感じております。

聖母の騎士園を離れて、長年カトリックの教えからはかけ離れた生活だったことが、今回の事件にもつながったのだと思うことも。

罪を憎んで、人を憎まず。私自身、尊い人様の生命を奪うという恐ろしいことを犯した時は、死刑をも覚悟致しておりました。死刑制度のあるかぎり、裁判において死刑の判決はこれからも続くことでしょう。

人が人を裁くむずかしさ。死刑制度の廃止を監獄人権センターの海渡雄一弁護士、田鎖麻衣子先生方のグループが活躍の様子。先進国である日本が本格的に取り組んでほしいことだと思ったりもします。

キリストは罪もないのに、十字架に掛けられ、私たちのために死を選びました。残酷な刑罰が無くなることを願っております。



赦されて

生かされているという事

## Mc 播磨

私は6人兄弟の次男として、偉大な父の元、男手で育てられました。といつても、父を偉大だと思

えるようになったのも二十歳を過ぎてからで、小さい頃から貧しい家庭と長兄による理不尽な暴力などで自分の周りの環境を恨み、憎んで生きてきました。

小学生の頃から長姉の原付を乗り回したり、父の車を盗んだりして中2から卒業後三ヶ月まで教護院に入れられました。教護院では卓球で近畿大会優勝、マラソンで近畿4位となりましたが、それが外に出てから役立ったかと言えばそうでもなく、刑務所に来た今、役立っている始末です。

職を転々として、17の時から始めた防水の仕事は職人として

現場を任されるまでになりましたが、独立志向の強かった私は、兄弟子であるA君が独立する力のないこと、筋としてA君より先に独立は許してもらえないことなどから、親方とケンカ別れの形で辞めてしまいました。

親方には大恩があり、三度目の鑑別所を試験観察で少年院に行かずに済んだのも、この人のおかげでした。そんな人に砂をかけたまま去ったのがずっと後ろめたさとして私の中に残っており、辞めて8年になった今も週に一度は夢に出てきます。

間も無く逮捕されるまで22年近くの人生、人に迷惑のかけっ放しでした。かつて誰よりも愛したはずの女性に一生消せない暗い記憶も植えつけ、人の心を喰らい生きてきました。こんな自分は本当の姿ではないと気付きながら、自分を偽ることしか知らず、素直になれなかった私は、何度も周囲の

人に与えられたチャンスをも活かせず、ついに逮捕されるに至りません。友人、兄弟、日頃から身近に接していた人は、私が逮捕され長いこと帰ってこないことが分かると、水が引くように去っていきました。検事からは裁判でこんなことを言われしました。「あなたは社会悪だ。

この社会のどこにもあなたが存在すべき場所はない」と。私は気付きながらも懸命に目を背けてきた現実を突きつけられ、自分自身に絶望しました。私は己の存在価値と生きる意味を、死ぬのが怖いので考え続けていました。

そんな時、私の魂を救ったのは、父と、かつて私が最も苦しめたと思われる女性の内の二人でした。父はかつて三度鑑別所に入った頃には面会になど来たこともありませんでした。が、今度は送って済む届け物でも面会して持ってきてくれました。口にはしませんでした。が、ここで息子を立ち直らせなく

ては、という色が目に表れていました。

女性の内の一人は昼食を抜いてそれをバス代に使い、面会に何度も来てくれました。他愛もない会話の中にも、反省と健康を真に願う情が込められていました。

刑が確定し、徳島刑務所に移送された頃、かつて最も苦しめ、最も愛し、最も傷つけ、最も愛してくれた女性が私の妹と共に面会に来ると伝えてきました。結婚し、子供も産んでいましたし、ご主人にバレては彼女にとつて大変都合が悪いと思ひ、すぐに妹にその旨連絡し、面会を取り止めるよう申し伝えました。私がこの人なら、ざまあ見ろとでも言っていたであろう相手に、その身を案じ、面会に行こうとまでしたその心に、私は救われました。彼女は最も憎んでも誰にも責められはしない者相手に慈悲の心を持ち、いたわる気持ちを忘れていませんでした。

私はこの人達の無償の愛に、生まれ変わる決意をし、少しでも社会の一員として誇りある大人になれるよう、励んできました。仕事では行政書士という目標を掲げ、現在は簿記1級を取得中。生き方としては非行少年達と関わりを持つ中で夢や目標を見つけるきっかけとなりたい。使命としては保護観察所に登録して出所者などの仕事を作る協力雇用主になるというのを持ち、それを実現させる為に目下勉強中です。

れています。そんな人も何かのきっかけで変われるのです。一方的にその人から更生の可能性を奪わないで、自分がその人の可能性を広げられないか、何か良い影響を与えられはしないか、自分の外に頼るのではなく自分自身に頼ってみませんか。自分の痛みを知った時、真に人の痛みも知ることができます。

## 死刑に思う

O・T

『和解』には様々な方が死刑について書かれています。私なりに

も少し死刑について考えてみました。その結果、「死刑に反対だ！」という答えに到りました。理由については二つあります。一つは「人

は時間がかかるけど変われるのではないか」ということです。これは私自身が今強く感じていることなのです。

私自身もつと自分と向き合い、改善するところは多々あるのですが、少しずつではあります。「変わっているかな」と実感しています。ですので、どれだけ時間がかかるかはわかりませんが、人は変われると思っています。

二つ目は「いかなる理由がある」と、人が人を殺めることはしてはならない」と思うからです。で





桐石 将治

新年おめでとうございます。皆さまのご多幸お祈り申し上げます。獄中生活、何かとご苦労にあると思われます。極寒期の大便は地獄ですな(笑)。紅白は白が勝ちました。島倉千代子さんが亡くなり、北島サブロウが引退し、AKB 48 大島優子が引退してしまい、ショックな今日一月一日元旦に、寝不足で一筆しました(笑)。眠ってしまったらゴメン臭い(笑)。今年も一年を宜しく願います。

『和解』22号の「ボーダーライン」

と「償い」の筆者愛梨氏の文について心感じました。一と言うのは所詮一です。この一にどんな一でも加わると二になります。人という文字はそれです。人はひとりでは生きていけないということになります。私は二十代で長い旅に出

掛けました。36年の人生を歩む今、極道をしてきた訳であります。小さく、儂く、そして空しい世界でした。人は欲に生き、なかなか捨て切れぬものです。力づくで得たものを簡単に捨てるということ、己の歴史を変えるという念がありました。

その重さ、辛さ、苦しさは計り知れず、堂々めぐりであったと思います。人間の一秒先はわからないで

す。つくづく人間とは罪人だと思えました。そして世の中は不条理です。その中で市井の人々は生きていかななくてはならない。人は皆平等というけれど、どうして貧しい人、孤独な人、裕福な人の差があるのだろうかと考えました。



何故、イエスはそんな差別を造ったのだろうかと思いました。しかし、人の世が平等なら、我々は何によつて学び、気付いていくのだろうか。報いというものがありません。善悪によつて与えられる報酬です。

裕福や満足からは何も学びません。横柄に無知になるだけです。我々は

何も持つて生まれてこなかった。だから何も持つてあの世に行けない。一日一生を大切に生きることで、自らを磨くということになり、人を知ることになると思いますが、自分を知ることができません。

償いとは、考えたり思うことではないと思うのです。罪の感受性だと思ふのです。そのことによつて償いの生を生きるということになると思ふます。誰に認められようと、認められまいと、望むと望まざるとにかかわらず、自らのために生きる、そのことで被害者への償いの生を生きるということになると思ふます。まず自らのことをする、それが救いをもたらすと思ふます。自らの罪を公に言い表わすなら赦される。愛梨氏は赦されている。だから難しいことではないです。イエスの軛は負いやすいです。そして安らぎを得られます(マタイ 11・28〜30)。

無期というペールは不安定に感じるかも知れません。多くの無期の方と接してきて感じたことですが、仮出所しても、交通事故しても無期です。それでは排他的だと思つたのです。負担は大きいと思ふます。犯した罪は大小に関わら

ず、人は信じて使わずものであると思つてます。失敗したから信用を失つたとしても、学びの薄かった段階での失敗はやり直せると思つし、オギャーと生まれて加害者、被害者であつたはずがないです。人は加害者になりうるし、被害者になりうるし、不完全な世界で生きていく限り完璧に生まれません。複雑な世の中だと思つて

門の扉が開くよう尽力したいと思つていますので、身体ご自愛のほど仮出所へ向かつて歩んで下さい。社会が人の生きる庭だということ

を忘れないで下さい。「絶望と希望」の水野氏の文について応援します。イエスを受け入れる時に、そこから改心の道へ向かいます。イエスは個人の必要を与えるに、試験というのを与える。それが水野氏の保護房・粗暴です。何故イエスがそんなことをするの

か？君は心の底で変わりたいと願つたのではなからうか？たとえば薬物を止める時、退薬症状が出る。ひとつ間違ふと命とりだけど、何かから断ち切るというのは、それと同じ状況に陥つてしまう。それに耐えたから晴れて今がある。その上でイエスからのプレゼントだと思ふ。君は住むとも何も失つていた。その答えは(マタイ7:7) 12(この義理は大切にして、世の中に出た時に精一杯ガンバッテ、イエスにご恩返ししてあげて下さい。世の中は欲だらけです。何でも転がっているし、今こゝで思つていることと心が変わることはいけません。私も出所してすぐ罪を犯しました。その時は改心する気持ちになつたし、覚悟をしていた。君の年代で長期を務め、36才の今出所します。君はまだ若いし、どこでも通用するし、多くの逆境にもぶつかるだろう。だけどそれはイエスの御心である。苦しいこと、

辛いこと、人はぶつかると思ふよ

うとしてしまふし、傷つくことを恐れる。不安に押し潰されるし、人生はとても苦しい。人の世は重荷を負うて遠き道を行くが如し、と徳川家康がいつていると思ふ。我々凡人が人生四苦八苦するのは当然です。働くということは責任が重いし、たとえば建設現場の仕事で、鉄筋を100本組立てるところ、90本しか組立てなかつた。このことで、ビルが出来た時にバレー会社は潰れたというのもあるし、傾いたり、一度潰して組直したり、経験してきたことだけど、非常に責任は重い。薬物をやつてるヒマがない(笑)。自殺をしてるヒマがない(笑)。命とトレードですよ。やがて2〜3年したら職人になり、下の者を引つ張つていかないとけない。その時、知りませんでした。その責任は重い。本当に世の中は厳しいです。まだ君は報われてい

るし、私はイレズミもある、ヤクザ歴もある。犯罪歴は極悪だし、誰も雇つてくれない。すべて自分持ちです。自分の経験をバネにしてくれたら嬉しく思う。人生迷つて自殺をしたいと弱気になつたら、死ぬほど筋肉トレーニングをおもいきりやつてみて下さい。力が抜けていたら走り続けてみて下さい。鍛えるだけ、祈るだけ身についてくるし、何も恐れることはないし、負けることが怖いなら負けぬように学ぶ。知恵をバンバンに取得する。すると降りかかる火の粉を払いのけることは容易にできる。知つていくということ、苦難を乗り越えていけるということになる。自殺とは自分を自分で殺めるといふことになる。それは取り返しのつかない後悔になる。だけど自分を殺す、忍ぶ心の強きゆえならどうだろうか？自分の弱きを忍び、強くなるために鍛える。そういう自殺はプラスになると思ふな

いか？同じ殺すにも道理はある。志を得ざれば再びこの地を踏まざ、という言葉がある。やりたい自分、やれる自分、求められる自分の中で、人も自分も生きていく。これが「意志あるところに道ありき」の答えかナ(笑)

イエスさまの導きと恵みがあり  
ますように。カトリック希望の共  
同体一同お祈りしています。

二〇一四年一月元日



償いとは

KEN・BOW

皆さんそれぞれ償いや、自己の改善点について思い悩んでおられると思います。私自身無期で務めており、今まで様々な考えに至り、又それを超える考えに至りと、常に思い悩んでおります。

事件のきっかけは事件の数だけ

あり、理由も一人一人違うので、どうすれば同じ過ちを繰返さないかは個々で解っていると思えます。殆どの場合の共通点は、自分の感情を抑制できなかった事でしょう。という事は自分を抑えられれば犯罪を犯さずにすむのでしようが、そこにはさつきも書いた理由があります。何故抑えられないか。

・許せないから

・欲しいから(金欲、性欲)

・生活が苦しいから

など様々だと思います。私の場合も勿論理由があり、当時は自分も悪いが相手も悪いという考えが頭から消えませんでした。自分が正しい、相手が間違っている、間違いを正せという自己中な考えで命を奪い、自分の過ちはやり過ぎたという事と想っていたのです。

そこで出逢った言葉が、『和解』22号にも書きました。"情を以つて誠を為す"です。自分は正しい

事を言っているかも知れないが、相手の言動にもその立場や育ってきた環境で、その人にとっては間違っていると思っていない。ただ自分のプライドの為だけで相手を正すのであれば、それは本当に必要な事なのか、相手の事を立てる器も誠ではないのか、と考えるようになりました。

男は人に頭を下げるのは格好悪い。そう思ってきましたし、それが嫌だから、今まで何度も傷害で引っぱられました。しかし今は違います。人に頭を下げられる男は大きいです。頭を下げたら終わりなんて思っていないんです。小さい男ほど人前で頭を下げたら全てが崩れてしまうと思っているのではないのでしょうか。

自分が出来るから、自分には当たり前だからといって他人にもそれを求めるのは間違いで、相手に出来ない事はしてあげ、又教えてあげて、意見が違えばそれも受け

入れる。これが自分で出来る大きな償いの一つだと思います。

又、被害者・御遺族の方々への償いについてもとても悩みましたし、今も悩んでおります。しかし、寛容な人で居る事は、過ちの犠牲となった被害者、又は御遺族の方々、それから私自身の周りの人へも償っているのと同じだと思っております。これ以上悲しめたり苦めたり、落胆させないためにも。

もう一つ、具体的な償いというか、形に表す償いというものがございますが、これはとても難しいと思います。被害者や御遺族の中には、謝罪を求める方と求めない方、時間が経つて許す方と一生恨む方、手紙やお金を受け取る方と受け取らない方など様々です。自分は反省していますよと伝えたのは自己満足であり、相手は一生刑務所から出て来るなど思っていると考えるのが私には正解でしょう。それでも無期という時間の

中で何かしなければと焦燥感に追われておりました。そこで一番の弁護団の一人だった弁護士の方へ手紙を出しました。国選ですがとても良くしていただいたので相談したのです。今の自分の気持ちと、報奨金の送金のお願いがしたいと書いた返事に、直接送る事は良くないので私に送り、内容を見て、その上で御遺族へ私からの手紙が届いているが、受け取るかをお聞きして下さいと言う事でした。すぐに書いて送りましたが、御遺族からの返答はありませんでした。これ以上私からはアクションは起こせませんが、いつかお返事がいただければ誠心誠意償いさせていただきますと思います。正直私が被害者側でも、刑務所で死んでほしいと思うだろうし、絶対に許せないとします。しかし、改悛の情がみえるのとみえないのでは、改心しろと思うに違いないと思います。刑務所に居ても出所し

ても罪を忘れずに、心の中で供養し続けろと思うに違いないと思います。そう考えると、私のすべき事は何かは考えるまでもありませんでした。

自分の我を通さず、腹が立って



も争いより和解を優先し、歩み寄りの気持ちを持つ。何時でも人より先に頭を下げ、罪を悔い、謝罪の気持ちを忘れない事。過失は許されませんが、これからの人生を意地を張らずに大きな器で謙虚に生きる事が私の償いだと思います。

皆さんに当てはまらない所もあると思いますが、少しでも役に立てればと思います。皆さん、

御体大切にお務めください。

## 更生について

### 月下 恋詩

全国にて、日々罪の償い、そして罰と向き合って生活をされている皆様、ご苦労様です。この度、更生について私の考えがあれば言葉にしてみして下さいという提案がありまして、私なりにまとめてみました。見苦しい点や、反感を持つ方もおられるかもしれませんが、何分、無学無知、世間知らずな者でして、ご容赦下さる様、宜しくお願い致します。人それぞれ持論も有り、考え、世界観がありま

い、そして決意を読み、共感できる事も、この人は同じ事を繰り返すなど思う事もありました。確かに、前科者というレッテルは、色々な面で障害を来たすと思いが、生活が出来ない訳ではありません。仕事もありますし、手続きをすれば最低限の社会保障を受ける事も出来ます。私は思います。更生も本人次第ではないでしょうか。不慮の事故は仕方がないですが、自分が立ち直れないのを、社会や周りの所為にしてている人は、いつ迄も同じ事を繰り返すでしょう。何故なら、社会のルールは変わらないのですから、自分が変わらなくてはいけません。生活が出来ない？ 自分の立場以上のモノを欲していませんか？ 住む所が無い？ 職種を高望み、又はこんな仕事は出来ない等思っていますか？ 住み込みや寮のある会社は沢山あります。

皆、それぞれが何かを我慢し、

自分未満の生活をしているのです。

誰にでも欲は有り、少しでも良い生活をしたと思うていると思いません。その時にどうするのか？ 欲望のままに動くのか？ 悪い事をしてでも手に入れるのか？ 結局は、この二択です。

良いのか悪いのか、どんな理由があれば、悪い事は悪い事です。その一線を踏み止まる事が出来る様になりたいたいものです。言い訳をしても、悪い事は悪い事なのですか。共に頑張りましょう。

### 私を支える言葉集

華春

私は今年十二月に出所となる者です。

私が今まで生きてきた中で、思った事や感じた事等を言葉にした時もあるれば、何かに書きとめた物を今回投稿してみようと思ひ。ペン

を執りました。

\*~~~~\*~~~~\*~~~~\*~~~~\*

◆昨日よりいい奴になろう ◆自分で歩き自分で処理していかなければならないのが人生というもの

◆笑顔つて作るものじゃなくて生まれるものだ と赤ん坊を見ていて思う ◆学ぶという事は外からしかできません。だから「聴く」「見る」はその第一歩 ◆間違いを知った事は本当の正しさを知った事だと思ふ ◆つまずいたからこそ考えて立ちあがれる ◆目的をもつて目標を定めると今する事が見えてくる ◆自分の能力を人の為に使えるのがプロフェッショナル、自分の為に使うのはアマチュア ◆生まれた時はすべてを委ね、親になれば命を託され、終焉の時はすべてを預ける。自分がするべきことは託された命を守りぬくこと

◆生きてく上では回り道も大切です。早く近くだけが最良ではない ◆マイナスを知っているからプ

ラス思考ができる ◆生きていくこととは前に進むことではなく、自分が今いる処にしつかりと立ち続けること ◆手本にはなかなかないが見本には誰でもなれる ◆あの挫折から這い上がったのは結局最後は自身の気力だった。しかし、歩き始めた人が助けてくれ一人でないことが分かって涙が出た。人と共に生きてる事を実感 ◆今まで生きてきた自分の何かを伝えたいと思うことがある。だけれど伝えない方がいい事もある ◆生きてきた時間の長さの違いを前後に捉えてませんか？年齢に関係なく「今」という瞬間を生きているということはみんな横一線なのです

### 愛が有る

テツ

あなたは何を思うのか、自ら犯した大罪に何を思つて何をする。今のあなたは出来る筈、罪の重さを受け止めて、心の底から償いを必ずあなたは出来るはず、だって、あなたの周りには支えてくれる愛が有る。

あなたは何処を目指すのか、まだ見ぬ新たな向う側、何処を目指して何をする。今のあなたは解るはず、過去の自分を見直して自分が何を為るべきか、必ずあなたは解るはず、だってあなたの周りには信じてくれる愛が有る。

あなたは何処で気付くのか、今の自分の素晴らしき、何処で気付いて何をする。今のあなたは気付くはず、今まで過したこの日々で何を学んで変つ



たか、必ずあなたは気付くはず、  
だってあなたの周りには教えてく  
れる愛が有る。

あなたは一人じゃないからね、必  
ず愛が側に居る、だから信じて進  
んで行こう道は開いているはずだ  
から。

## 苦情から見えてくるもの(前編)

### 人生覚悟 如晴

この刑務所に移送され生活す  
る様になってから二年が経過しよ  
うとしています。そして、現在の  
工場に配役となつて六ヶ月が経つ  
のですが、とにかく食事の配食に  
関する事と、牢番の言動に対して  
の苦情及び愚痴が、毎日皆の口か  
ら出ており、耳にしない日が無い  
為、二つの事について考えてみたい  
と思います。

まず最初に食事の配食について  
ですが、人間の三大欲望に「食欲・  
性欲・物欲」があります。刑務所  
に収容されていると、この欲を満  
たす事が出来ません。

性欲と物欲については、社会で  
生活している訳では無いので諦め  
がつきやすいと思います。食欲に  
ついてはどうでしょうか？

刑務所に於いて生活している限  
りは、主食(ご飯)にA食(1600  
キロカロリー)・B食(1300)・C  
食(1200)と作業によつて差が  
ありますが、副食(汁・おかず)に  
関しては一応平等に配食されてい  
る事が建前となっています。しか  
し、実際には配食を任されている  
受刑者及び検食に立会する牢番  
の匙加減で変わっています。

人が配る物ですから、多少の誤  
差がある事には皆承知している為、  
不満を漏らす事はありません。で  
すが、私が生活している此の刑務  
所では副食の具の量が、炊飯工場

の配食の時点から工場によつて差  
が生じています。私自身が実際に  
何度か配役されたA食指定(立ち  
作業)の工場と、B食指定(座り  
作業)の工場での副食の量を比較  
してみても、A食指定工場の方が  
明らかに多いのを実感出来ます。

副食の一人一日当たり摂取  
出来るカロリーは決まっている筈なの  
ですが、実際には差がつけられて  
いる為、摂取カロリーに差が生じ  
ます。その量に差がある副食を、  
更に工場及び収容棟に於いて、配  
食を任されている受刑者が、不正  
に配食している訳ですから、性質  
が悪いとしかいえません。又、それ  
を立会して検食している牢番が、  
いい加減な検食を行っている事が  
伺われます。

配食を任されている受刑者が、  
自分たちの食べる分を多く盛り付  
けている事は、受刑者なら誰でも  
知っている事です。それについては、  
皆役得であり、配食しているのだ

から仕方  
が無いと  
理解して  
います。  
しかし、  
或る特



定の受刑者に対して多く盛り付  
ける配食が行われているのを皆分  
かっている為に、口から苦情及び  
愚痴が出るのだと思います。副食  
を多く盛り付けられ、日々食して  
いる人間は満足しているのではし  
うが、少なく盛り付けられた人に  
してみれば、たかが一口、二口の  
差かもしれないが不満を募らせる  
のは当然の事です。この様な事を  
していれば、必ず皺寄せを受ける  
人がいる事を、配食を任されてい  
る受刑者及び検食を立会してい  
る牢番は気付かなければならない  
筈です。ですが理解していないか  
ら、現在も継続している訳です。

私も嘗(かつ)ては、食欲に人一  
倍の執着があつた為、当所に移送

され一年間は苦しむ事が多かったのですが、或る工場に於いて尊敬出来る方と出会い、同じ居室に於いて寝食を共に生活している内に、物事の捉え方、考え方を学ぶ様になり、己の目標が持てるようになった事から、日々の生活習慣が変わり、副食の多い少ないに目を奪われる事が少なくなり、今は苦しまずにすむ様になっています。又、或る本で「道元禅師」(註)の「赴粥飯法」を知った事が多分に影響しています。しかし、己が苦しむ事が無くなったからと言って、他の人が苦情及び愚痴を言わなくなる事はありません。実際に行われている事実行為があるのですから、どの様には是正させれば良いのかを模索していますが、良い方法が浮んで来ません。

これは昨年十一月下旬の出来事なのですが、食堂で昼食後休憩している際に、周りの人間が副食の配食が平等でないと、苦情及び

愚痴を毎日の様に聴いていて、その人間に對し私は、「愚痴を言っても変わる事はないし、不正を見つけたなら、その場で牢番に言わない限り変わらないし、変えないなら愚痴など言わずに自分で行動を起こすしかない」と伝えたが、その後も毎日聴かされていた事から嫌になり、牢番の所に行き、「配食の事で多い少ないと苦情が出ているから是正してほしい」旨を伝えたら、牢番は、「検査をちゃんと行っていないと言いたいのか」と、「職務怠慢と言いたいのか」と尋ねて来たので、私は「そう取られても仕方がないのでは」又、「不正配食があるという事は検査をしていないのと一緒に、私は職務怠慢だと思っています」と伝えたら、牢番は、「お前、話が踏み込み過ぎなんだ」と急に顔色を変え語気鋭く、「お前に対しての見方を変えるからな」と脅す言動をして来たのです。牢番が私に對し、こ

の様な言動をして来たのを見ると、牢番本人が不正配食を黙認している事を認めた様なものと受け止めた訳です。その後、不正配食が是正されたかと言えば是正されていません。是正を求めた私を責め、配食を任されている受刑者を擁護する始末です。この事があつて以来、牢番に對しては、配食の件では是正を求めても何もしてくれない事が理解出来たので、指摘等は控えています。この後、休日の朝食時の事です。味噌汁を配食している一人が、自分の味噌汁に具を沢山入れているのを発見されたが、牢番は不正配食で調査にする事なく、その場で怒鳴りながら注意しただけで終りました。又、休日の昼食時には、副食の3点皿を配った直後に副食を配っているもう一人の人間が、食器口から入れたにもかかわらず、「それ違うから」と言つて、一度配った副食を取り出させた後、違う副食を

入れて来た物は、先に入れられた物に比べ量が明らかに少なく、不正に配食をしているのを目の当りにした、との苦情も聴かされています。

私に相談に来た人、苦情を言いに来た人には、物の捉え方考え方を変える様に論じてはいますが、それで直ぐに変わらない事もわかつています。未だ苦情は毎日の様に耳に入ってきます。私としては、仲間同士の関わりを深めるとともに、己が仲間の励み支えに少しでも役立てる事で信頼関係が築けると思う為、仲間の抱えている問題を己の問題と捉え、どの様にしたらこの問題が是正改善されるようになるのかを考えているのですが、解決策が未だに見つかっていません。

牢番に是正改善を求める意見を言うのは簡単ですが、先に書いた様な事もあり、下手に言う事も出来ません。牢番は自分の言う

ことを聞き、手足のように動くイ  
エスマンの受刑者を重宝がり、又、  
受刑者の諜報にも役立てている為  
に可愛がり、もの申す人間に対し  
ては応報的に挑発的な言動をし、  
又、軽微な事で違反行為になら  
ない様な事でも、捏造を行つてで  
も排除しようとしてきます。

この前項の事を含め牢番の言動、  
刑務所の在り方について述べてい  
きたいと思います。

私は今回の務めで3回目の受刑  
生活となります。過去2回の受刑  
中に職業訓練で他施設に行つてお  
り、又、今回務めていた刑務所に  
於いて、牢番に暴行を加えた為、  
事件送致され刑が増えた後に、  
此の刑務所に移送され現在に至  
ります。

先ず、他施  
設と比較して  
牢番の法遵守  
の希薄、人権に  
関する意識の



希薄、管理運営、規律及び秩序の  
維持を優先するあまり、注意指  
導という名目のもと、暴言、侮辱、  
挑発行為が日常茶飯事に行われ、  
受刑者の人格及び資質を否定す  
る言動、処遇が行われていきます。

というのも、被收容者に対する処  
遇上の措置の中には、それ自体直  
接の法的効果を持たない事実行  
為が多く、助言、注意、指導等の  
行為が典型的な例であり、元々  
法律上の利益が無い為、取消し訴  
訟や行政上の不服申立ての対象  
になり得ない事、一過性の性質の  
もので終了してしまえば、回復す  
べき法律上の利益が無い事を把握  
して、その事をいい様に利用してい  
るのです。ですから牢番は、その  
都度、自分の感情、その日の気分  
により、粗暴な言動、挑発的行為  
を行つているのです。そして現場、  
工場を担当している牢番は他施  
設では刑務官の階級で、看守部長  
及び副看守長が多いのですが、此

の刑務所では主任看守及び看守  
の階級の人間的に未熟で社会の  
人間関係を経験した事の無い刑  
務所村の者ばかりで、人としての  
倫理観が欠如しているのが、受刑  
者との接し方に顕著に表れていま  
す。というのは、「法律による行政」  
の原理が理解出来ないからで  
す。「法律の行政」のひとは、「法  
律の優先」という事で、全ての行  
政活動は法律に違反するもので  
あつてはならず、行政活動によつ  
て法律を実質的に改廃したり変  
更してはならないのです。ふたつめ  
は、「法律の保留」という事で、全  
ての行政活動は、法律の根拠に基  
づいて行うものであり、刑事施設  
の被收容者に係る行政活動は、  
強制的な收容関係を前提として  
おり、被收容者の有無にかかわら  
ず一方的に権利義務を規制する  
事が出来るもので、権利的行政活  
動として捉えるものであり、必ず  
法律に根拠を求める事を要請さ

れている  
事を認  
識出来て  
いないの  
です。

新法で

ある「刑事被收容者処遇法（略  
称）」によつて、行刑行政の法的根  
拠が明らかにされ、その規定の下  
に、憲法と条約と法律と政令と  
省令と訓令・通達と内部規則と  
実務という形が整然として体系  
づけられたのだが、この事を把握、  
理解する事もせずに現場にて勤  
務しているのです。

訓令・通達・示達等は、法令の  
枠内で発出されるべきものである  
から、牢番がその職務を執行する  
に当つては、これに従う事は当然  
の筈なのだが、それさえも出来て  
いません。執行機関である牢番は、  
行政庁（法務大臣・刑事施設の長）  
の指示命令を受け、行政庁の意  
思を実力を持つて実施する事が





任務とする機関の筈だが、それが末端の牢番(主任看守・看守)は理解していない。

新法における基本的な考え方は、行刑の運営は施設管理を優先するものであったり、被收容者の人権を偏重するものであつてはならないのです。行刑の目的は、

刑事施設の適正な管理運営を図る事。人権を尊重する事。收容の性質に応じた適切な処遇を行う事となつてゐる。全ての被收容者に対し、人的、物的設備能力の制約の下に適正な給養(食事)と保健衛生及び医療を保障し、公平平等に保障されなければならぬのであるが、前項の件に於いても適正に実施されていないのが現実である。(次号に続く)

(註)

一、「功の多少を計り、彼(か)の来処(らいしよ)を量る」

目の前の食(べ)物を生産した人々の

苦勞に思いを馳せ、又、自分の元へ運ばれてくる迄の経緯や手間を想像してみる。食材・生産者・流通業者・販売者・調理した人など、実に多くの存在のつながりによつて、今眼前に置かれた食事が、又とない形で成り立っている事を知る事が大切。

二、「己が徳行の全欠と付(は)かつて供(く)に応ず。」

この様な有り難い食物を受ける資格が己にあるのかどうか、己の行いを振り返る必要が有ります。「自分は食べて当り前」の存在では無く、「食べさせて頂ける」存在であるといふ謙虚な姿勢から、感謝の念は生まれる。

三、「心を防ぎ過(とが)を離るる」とは、貧等(とんとう)を宗す。」

修行とは、心の汚れを清める事であり、つまり貪(とん)・瞋(じん)・癡(ち) (貪り・怒り・愚かさ)

の三毒を払い除け克服する事が大切。食事の三毒とは、他の人よ

り多く食べたい”、”美味しい物を食べたい”と云つた貪欲、美味しくない物を食べさせられた時に浮ぶ怒り、食べ物を頂く事の意義や食事作法の大切さが分からない愚かさなどの事。

神の力  
「天才は1%のインスピレーションと99%の努力」という言葉があります。  
神は自分の似姿である人間を造りました。(創世記1・27)そして、その中に命の息吹である靈魂を入れました。(創世記2・7)だから、我々は神の資質、才能、技術等を誰もが持つてゐるのです。

四、「正に良薬を事とするは、形枯(ぎようこ)を療ぜんが為成り。」  
身体がやせ衰えるのを癒す為の良薬と位置づけて食事を頂きます。人は食べ物を摂取しなければ生きてはいけません。自己存在を根底から支えてくれているのが、正に「食事」なのです。その自覚を持つ事。

五、「成道の為の故に、今此食を受く」  
仏と同じ悟りに達する為に、此の食事を頂きます。つまり、仏様がしておられた様に、この食事を自己の仏道の実践の糧として行く事を誓つて、有難く頂く事。



仏と同じ悟りに達する為に、此の食事を頂きます。つまり、仏様がしておられた様に、この食事を自己の仏道の実践の糧として行く事を誓つて、有難く頂く事。  
よつて知恵の言葉、ある人には、

同じ「霊」によつて知識の言葉が与えられ、ある人には、その同じ「霊」によつて信仰、ある人には、この唯一の霊によつて病氣をいや

す力、ある人には奇跡を行う力、ある人には、預言する力、ある人には霊を見分ける力、ある人には種々の異言を語る力、ある人には異言を解釈する力が与えられています。これらすべてのことは、同じ唯一の「霊」の働きであつて、「霊」は望むままに、それを一人一人に分け与えて下さるので

す。」  
それで、私達が神の御霊（聖霊とも呼ばれている霊魂）であることを思い出してほしいのです。私達に与えられた賜物に気付いて鍛錬して下さい。（ローマ5・3）

4）そして、社会奉獻活動の為に役立てて下さい。（ローマ14・17）

最後に、（エフエソ5・14）より、眠りにについている者、起きよ、死

者の中から立ち上がれ。そうすれば、キリストはあなたを照らされる。」救い主イエス・キリストの言葉通り「復活」して下さい。

付け加えて、瞑想や右脳トレーニング等をして自己を高めて下さい。これからも皆様方キリスト者としてのご活躍を心よりお喜び致します。



ミチシルベ

マスター

ある人が言った「オマエはゴミと一緒だ」その言葉が今も耳から離れない。

僕等には居場所がない……。ただ、ただそこに居るだけで大切な人達に迷惑を掛けてしまう社会のゴミ。

「樂園を夢見ただけなのに」。居場所を求めて、このゴミ捨て場をやつてきた。皆そうじゃないか、それぞれ抱えたモンは違つても、皆はじかれたゴミ。

此処でも僕等には居場所がないのか？それでも皆は大切なモンを守ろうとしているだけじゃないか。

僕等の一体何が悪いのか……。自分の信じた道をただ、ただ進む、それがバカな僕等のたった一つの道標。

高齢の受刑者も頑張っています

85才のおじいちゃん佐藤

私は85才の老人です。麦の会の

会員になつて二年になります。たぶん私のような高齢の受刑者の会員はいないと思います。今は九州のK刑務所で元気に務めています。仕事も一般工場に出役して若い人と一緒に頑張っています。麦の会の支援によつて、私みたいな老人が受刑生活を楽しく出来るのは、本当にありがたく思っています。『和解』も内容が濃くて中々すばらしいものと感心しています。私も麦の会の会員の皆さんに、高齢者（85才）が会員になつて頑張つてゐる事を知らせたくて投稿します。

皆さんも同じ考えと思ひますが、『和解』を読んでキリスト教に興味を持たれた人々が多いと思ひます。私もキリスト教に興味を持ち、聖書を送つてもらつてから、ずっと聖書を読み続け、昨年には神父さんにお願ひして刑務所内で洗礼を受けました。

とにかく私の日課は早朝から



お祈りして、夕方にもまたお祈りを  
 しての毎日です。祈る事によつて  
 神様と一緒にになれる。洗礼を受  
 け神の子と成つた今は、ずつといつ  
 も神様と一緒にいると思つて、毎  
 日の生活が安定しています。  
 初めは聖書を読んでも何にも

わかりませんでした。今は三位  
 一体から聖霊まですべてわかるよ  
 うに成り、神との出会いがこんな  
 にすばらしい事とは知りませんで  
 した。皆さんも、このすばらしい  
 神との出会いをぜひ経験して下さい。

妻の会からクリスマスカードや、  
 誕生日にはバースデーカードも  
 送られて来ます。本当にスタッ  
 フの皆さんには頭が下がります。  
 この場よりお礼を申し上げます。  
 寒さも厳しい日々です。皆さん  
 お体に気を付けて受刑生活を  
 頑張つて下さい。

クリスマスカードをいた  
 だいて

### 宮城のグロリア

二〇一三年(平成二五年)一  
 二月二四日(火)に私はクリ  
 スマスカードを頂きました。

クリスマスカードには、母親(マ  
 リア様)と小さい子供(イエス  
 様)と小羊が描かれて居り、中  
 を開くと主イエス様の降誕のメ  
 ッセージが書かれていて、これ  
 を見た瞬間に熱いものが込み上  
 げて来てしまい、涙が出てしま  
 いました。イエス様とマリア様  
 の愛と平和を心から深く感じま  
 した。

このクリスマスカードを作つて  
 頂いた、サレジオンシスターズ  
 の皆様とカリタス修道女会の皆  
 様が私たちのために作つて頂い  
 たことを知り、本当に心から嬉  
 しく、心から深く感謝して居り  
 ます。本当に有り難うございま  
 した。

私は残り二年三か月ですが、  
 日々、前向きに歩いて居ります。  
 全国の皆様にも前を向いて歩い  
 てほしいと思つて居ります。  
 今、私は毎日、聖書を読みキ  
 リスト教の勉強をしています。

私は社会復帰をしたら、人のた  
 めに何かをしながら生きて行き  
 たいと真剣に考えて居ります。  
 今もそうして受刑生活を過ごし  
 て居ります。  
 いつも皆様と共に神様とイエ  
 ス様とマリア様と過ごせれば幸  
 いであります。



今とても心があつたかいです

### KEN・BOW

☆シ メリークリスマス ☆シ  
 カード、とても素敵ですね。  
 シスターシンフォローザはサレジオ

ンシスターズ、カリタス修道女会の方なのでね。本当に感動致しましたとは是非お伝え下さい。

『和解二二号』が検閲を終えて手元に来るまで数日、もしかすると休み明けの6日以降になるかも知れませんが、とても楽しみです。感想はまた新年に書きます。

心のこもったXmasカード、宝物です。ずっととっておきます。ありがとうございました。

今とても心があつたかいです。優しい気持ちで明日を迎えることができます。この気持ちを誰かに分けられるようにとめます。

## 死刑廃止と更生を目指して

### M ナカムラ

ハレルヤ。

『和解』22号の伊藤代表、愛梨正菜氏などの投稿を読み、私の思

いを書かせて頂きます。私は自分が愚かな罪人であり、人様に物言えるような人間ではないと思っています。

#### \*ブレない自分\*

私は九州の初犯刑務所〇刑で生活しています。『和解』22号以下略)如晴氏の投稿を読み、どの刑務所でも同じなんだと感じました。こういう私も、そんな人間の一人でした。

私は四年ほど前に、キリスト教の『先生』と人間の『師』に出会いました。師は私にいつも言っていました。

「お前はヘタレだ」

ちよつとしたことが気になり、自尊心が強く、猜疑心丸出しで、人をけなし見下すことで安心する人間。教え上げたらキリがない欠点だらけの私に、師は人間として、男として、どう生きるべきかを教えてくれました。

「野の木や草のようになれ」

大地に根を張り、身動きがとれないから、日照りや雨などの気象や、人や動物に踏まれ、折られ、切られても、全てあるがまま。全てを受け入れる。そんな強さをもつた人間になれということ。他人から何か言われても、小さなことなら気にせず『構ってくれてありがとう』という気持ちで受け入れる。周りを気にし過ぎるのではなく、自分自身を知り、決して流されない。師と別れて随分とたちますが、私の思考の根幹にはコレがあります。

私は小さな人間ですので、他人に対して不平不満・批判があり、冗談でよく人をけなします。ただ原則として本人の前で言うようにしています。責任として、何か物言いたいと言うのであれば最後まで聞く、殴りたいと言うのであれば殴らせる、などを持つていたのです。それがあから周りに流さ

れることなく、自分らしくしていただける気がしています。「態度がデカい」、「口が悪い」など陰口を叩かれても平気で「俺は腹黒いし性格悪いし口が悪い」などと言っていられます。ただ自省として、少しでも自分が悪いと気付けば謝り、寝る前は一日の言動を反省して主に赦しを求めます。

#### \*愛の実践\*

先生は私に、人間にとって一番大切なもの、知っていなければならぬ事を教えてくださいました。

「答えは聖書の中にある」と言われ、答えを探し求めています。今現在の私なりの答えを書きます。

刑務所に入っていようがいまいが、人間は全て罪人です。「法を犯したことはない」と言っても、人を傷つけたことは必ずあるはず。「みだらな思いで他人の妻を見るものはだれでも、既に心の中

でその女を犯したのである。」(マタイ 5・28)とイエス様は言われました。人のことを悪意をもって見るだけでも罪になるのではないでしょうか。そんな罪人を救えるのは愛だけです。神様・イエス様・聖霊様を愛し、神の家族を愛し、家族・友人その他隣人を愛し、自分を愛する。そしてそれらのものに愛される。この愛の実践こそが人間の存在理由であり、一番大切で、知らなければならぬことと考えています。

### \*悔い改めから愛の実践へ\*

私の更生の第一歩として、神様の前に自分の罪をさらけ出し、悔い改めることをしました。自分の罪は全て出せたとはいっていません。気付いた(思い出した)時が悔い改めの時と思い、その度に悔い改めを祈っています。そして時間のある・気付く限り、愛の実践をしています。行進している時、作業している時、食事している時、いつ

でもイエス様のことを思いついたら『(今していることを)イエス様に捧げます。ありがとうございます』と祈ります。人から何かしてもらえば『ありがとう』と感謝し、困っていれば必ず手を貸すようにしています。どんな小さなことでもいいから自分の出来ることをすることが必要と思います。

### \*最後に\*

私は罪人です。現在受刑者として問題解決に暴力も辞さない決心をし、Yさんが調査になった時、すぐ見限って担当に自分をアピールしたTと、どうしても許せない職員達を憎んでいるので、クリスチャンでなくなった気がしています。それでも悔い改めから愛の実践はしています。人間だからです。人間は愛の実践をするために存在するのであって、無意味な比較をしたり、誹謗中傷したり、正義を振りかざすなどするためではない。自分を知る↓悔い改める↓

愛の実践ができれば、こんな私でも社会復帰できると信じています。又、死刑はこういった人間の存在理由を否定していると感じます。刑法の罰としての視点では、もともとという人が多いでしょう。(全く罪を犯したことのない人は、どうか賛成して下さい)罪を犯したことがあから罪が赦されることを知っています。全面的に、社会的に赦せと言ってる訳ではないのです。罪人が罪人を裁くのではなく、本当に裁くのは神様であり、そして罪人本人ではないでしょう。か。死刑なんていりません!

『和解』誌を読んで、偽善や取り繕っていると思う人がいるでしょう。そんな人に一言。

「人の口からは、心にあふれていることが出て来るのである。」(マタイ 12・34)

偽善・気恥ずかしい言葉であるうが、その言葉は良心から出ているのですから、本音でもあるので

す。思うことを思うまま、もつと書いてみてはいかがでしょうか? 考え方が違っていても怒るのではなく、一意見として参考にし、一緒に学びながら目標を目指すことが大切と思います。

死刑廃止と更生を目指して



小鳥の歌 ― 東洋の愛と知恵 ―

アントニー・デ・メロ著 (谷口正子 訳)

エキスパート

スーフィー派に伝わるお話。

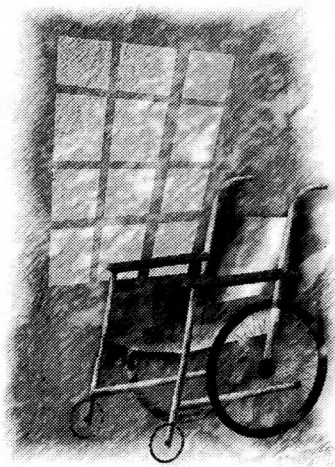
死んだと思われたある男が、友人たちによって埋葬地へと運ばれました。棺が墓穴に下ろされようとするとき、男は突然生き返り、棺のふたをたたきはじめました。

棺が開かれ、男は座りました。「あなた方は何をしていますか？」彼は集まった群衆に言いました。「わたしは生きています。死んでいません。」

男の言葉に、皆は驚いて沈黙しました。会葬者のひとり、やっと言いました。「友よ、医者も司祭もあなたが死んだことを証明しました。エキスパートが間違えるはずはありません！」

そこでふたは再びくぎを打たれ、男は決められたとおりに埋葬されました。

(出版社 女子パウロ会)



「小鳥の歌」の本誌への転載は、出版社女子パウロ会のご厚意によるものです。著作権は麦の会には属しませんので、複製をご希望の方は、出版社女子パウロ会へ許諾をお求めください。(編集部)

もし、世界中ですべての聖書が燃やされてしまふとしたら(今も聖書を持つことが許されぬ国もあります)。そして、その場合にあなたが聖書の一箇所だけ守る権利があるとすれば、どのどんな箇所を守るか、心の内で答えてみて下さい。

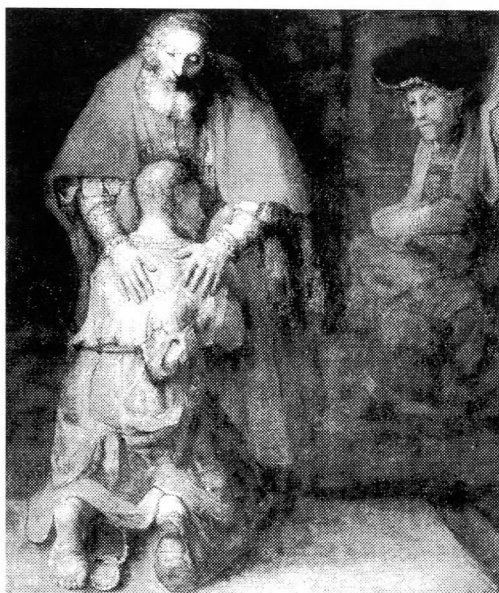
その答えはルカ15章です。他は全部失つてもこの章さえ残せればよい。この章には聖書のすべての心があるからです。

ここには登場人物は二つのグループに分けられます。一つは「罪人と徴税人」、二つ目は「ファリサイ派の人々、律法学者」です。この人たちは、よく聖書を読み、掟を守っている人たちです。罪人と徴税人はイエスのもとに自然に皆近寄ってきたが、ファリサイ派の人々は距離をおいてイエスに不平不満を持っていて、それを言います。そこでイエスは三つのたとえ話をします。

「見失った羊」、「なくした銀貨」、「放蕩息子」の話です。この話は不平を持つファリサイ派の人々、律法学者に向けて、彼らの改心のためにイエスは語っています。

「見失った羊」では、羊の99匹は残して見失った一匹の羊を見つけ出すまで捜しに行く。この行為は羊飼いとっては、とつても不思議な行為です。普通の人はしないことで、イエスだからです。改心した一人の罪人は九十九人の正しい人よりも天の父には大きな喜びを与えるからです。

「なくした銀貨」、このたとえもファリサイ派の人に向けての話です。『無くした銀貨』はイエスと共に座っている罪人を示しているのです。『無くした銀貨』を見つけましたから、「一緒に喜んでください」と、イエスは正しい人々であるファリサイ派に言います。



次は有名な「放蕩息子」の話、これらの三つの話には共通点がある。それは「なくしたものは必ず見つけられる」ということです。

これらの三つの話について、3世紀の初めごろに北アフリカで生まれた教会の教父であるキプリアヌスという人が面白いことを言っています。

一つ目の話の主人公は「羊飼いの」、この羊飼いのやり方はイエスのやり方。

二つ目の話の主人公は「女の人」、この女の人には教会のシンボルです。見失ったものを捜すために、キリスト者は罪人が教会に戻るように祈ったり、罪人を迎えようと努めたりします。

三つ目の主人公は「お父さん」、このお父さんは天の父の立場を表している。

この三つの話の内容をみると、見失ったものは少しだけけれど、イエスと天の父にとっては、残った全部のものより価値があり、それを見つけたことは大きな喜びを与える。そしてどんな理由で自分が見失ったかを調べないで、見失ったものを自分の意志ですぐ捜しに行く。見つけないうちには戻らないし、見つけたとき罪人を責めないで大きな喜びをもってやさしくおんぶして家に連れて帰る。そして自分の喜びは溢れるほどあり、近所の人々を招いて共に喜び祝う。

この「放蕩息子」を読んで、なぜ弟は帰ってきたか、なぜ兄は家に入りたくないかを考えてみましょう。

弟は食べ物がなから、飢え死にしそうだから帰ってきた。父のところには雇い人のために食べるものは余るほどある。つまりお父さんを愛しているから帰ってきたわけではない。食べるために帰ってきた。弟は子供としての資格を失っていると思つているので、「雇い人の一人として受入れて下さい」というつもりで帰ってきた。父は弟を愛しているから、お腹が空っぽなので帰ってくることはあつても、これで充分なので、子供として受け入れています。

兄はずっと家にいたのですが、父が、帰ってきた悪い弟を優しく受け入れたので、「家に入りたくない」と言いました。そして父に対して「あなた」という失礼な呼び方を使うのです。「あなたに仕えた」というのは、父の家においても、彼は息子としてじゃなくて奴隷のような存在でした。父は怖い主人のようなものでした。「一匹の山羊もくれなかつた」と言うのですが、父が怖がついたので一度もそれを頼まなかつた。彼は弟に対するお父さんの優しさ、愛が気に入らなかつた。

この兄はフアリサイ派の人々、あるいは現在のフアリサイ派の人々の考え方ややり方を表しているのです。現在のフアリサイ派の人々は、だれでしょうか？ 神さまをよく知つていて、頼まれたことをよく守り、ミサに与りよく祈る人、キリスト者です。教会を訪れている罪人を無視し、見失つたものに対して全然心を痛めないし、彼らを探すことを全く考えようとしない、洗礼を受けた人たちです。

このキリスト者の問題はどこにあるのでしょうか？ いくら聖書を読んでも、頭にある自分の考えで作つた、かたい神のイメージが正しいと思つて、イエスが放蕩息子の例えで紹介している天の父のイメージは絶対受け入れないということにあるのです。

兄には父に不平不満がいつもある。でも父親は兄に優しく言う。『子よ、お前はいつもわたしと一緒にいる。わたしのものは全部お前のものだ。だが、お前のあの弟は死んでいたのでに生き返つた。いなくなつていたので見つかつたのだ。祝宴を開いて楽しみ喜ぶのは当たり前ではないか。』(ルカによる福音書 15・31～32)

さて、天の父はなぜイエスを地上に遣わされたのか。この答えはテモテへの手紙一にあります。「キリスト・イエスは罪人を救うために世に來られた」(テモテへの手紙一：15)。

パウロは自分を「罪人の中の罪人です」と断言し、その自分にイエスは限りない寛容を示したと言つています。

イエスはどういふふうにな罪人を救つたのでしょうか。これについて二つの例を見てみましょう。

徴税人ザアカイのお話です。

イエスはエリコに入り、町を通つておられた。そこにザアカイという人がいた。この人は徴税人の頭で、金持ちであつた。イエスがどんな人か見ようとしたが、背が低かつたので、群衆に遮られて見ることができなかつた。それで、イエスを見るために、走つて先回りし、いちじく桑の木に登つた。そこを通り過ぎようとしておられたからである。イエスはその場所に来ると、上を見上げて言われた。「ザアカイ、急いで降りて来なさい。今日は、ぜひあなたの家に泊まりたい。」ザアカイは急いで降りて来て、喜んでイエスを迎えた。これを見た人たちは皆つぶやいた。「あの人は罪深い男のところに行つて宿をとつた。」しかし、ザアカイは立ち上がつて、主に言った。「主よ、わ



たはは財産の半分を貧しい人々に施します。また、だれかから何かだまし取っていたら、それを四倍にして返します。」イエスは言われた。「今日、救いがこの家を訪れた。この人もアブラハムの子なのだから。人の子は、失われたものを捜して救うために来たのである。」(ルカ19・1～10)

ザアカイは徴税人の頭、いわば泥棒の親分のような人です。イエスがどんな人か見ようとして行きます。ザアカイは愛されていることがわかり自ら回心する。これはイエスが失ったものを捜して救うことです。

同じようにイエスは徴税人であったマタイを自分の弟子にする。徴税人は皆の前では大きな罪人でした。イエスは「私について来なさい」と言う。マタイはすぐ立ち上がって行って行った。

(マタイによる福音書9・9)

ここでもイエスがマタイの罪をいっさい問わずに弟子にした。罪びとのまま弟子にした。これはすばらしいことです。マタイは十二人のイエスの弟子としてイエスの親しい友となった。ここでも食事をしている間にいつも不平のあるファリサイ派の人が弟子に向かって質問しますが、イエスが弟子の代わりに答えている。重要なこと

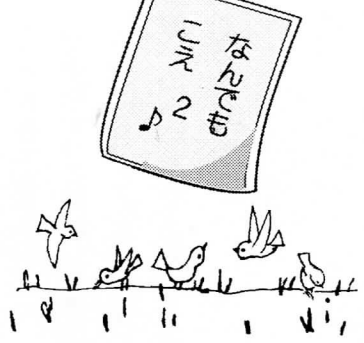
はイエス御自身で答えるのです。イエスはこれを聞いて言われた。「医者が必要とするのは、丈夫な人ではなく病人である。『わたしを求めるのは憐れみであって、いけにえではない』とはどういう意味か、行って学びなさい。わたしに来たのは、正しい人を招くためではなく、罪人を招くためである。」(マタイ9・12～13)

イエスが罪人と一緒に食事をするのは回心させるためではなく、彼らを愛しているからです。「わたしが望むのはいけにえではなく憐れみである」。この「憐れみ」「慈しみ」はヘブライ語で「ラハミム」、「母親が生んだその子供に対する母の愛」という意味です。

医者が必要とするのは病人です。イエスにとつて罪人は病人です。イエスは医者として病人を治す。治すのは一緒に食事をするからです。共に食事をする人に、イエスは説教をしない。なぜでしょうか。イエス御自身になった天の父の慈しみに満ちた言葉(ロゴス)だからです。彼がいるかぎりほかのことばはいらないのです。イエスと一緒に食事をする罪人たちは、イエスの憐れみ(母性愛的)を感じて自然に回心するのです。

イエスのやり方は、とくに文通して下さる方がたに大切なヒントを与えます。イエスは御自分の使命は「正しい人を招くためではなく、罪人を招くためである」と言っています。この使命を果たすために罪人と一緒に食事をするようになるのです。文通するのは相手を回心させるためではなく、イエスの愛を示すためなのです。このことを理解するために『和解』22号8ページの「心を受け愛となる」は良い参考になります。





## 『死刑囚からあなたへ』

### 『裁かれた命』を読んで

空

私は無期刑で生かされている命です。苦しい時、哀しい時、私は時に無期より死刑の方がいいように思うことがあります。

昔、施設に「人誌」というパンフレットがあり、短歌をよく作り、投稿しました。その時も「無期より死刑憶う日あり」と言う作品を書いた事があり、死刑囚たちの足音の苦悩を読む時、生かされている命とはいえ、自由に死ねる喜

びと言うか、生きている限り、生かされる安心感を思う時、かるはずみでも死刑がいいとは言っていないのだと言う事を知りました。今は心より反省の毎日です。

私は昔、今回の被害者の遺族の方へ作業賞与金の中から少しではあります、年に四度送金し、文通もしていました。遺族の心温かい便りに頑張つて一日も早く社会へ出て、今度は人の為になるような生き方をしようと思つた事があつた。

遺族の方も亡くなり、送金も文通もなくなり、あの頃の気持ちは今はもうありません。一日一日ヘルニアと戦いつつ、一日も早く死ねればこの苦しみから赦されるのにと思う毎日です。

今更に生きる希望の無き暮し三十余年獄中哀し

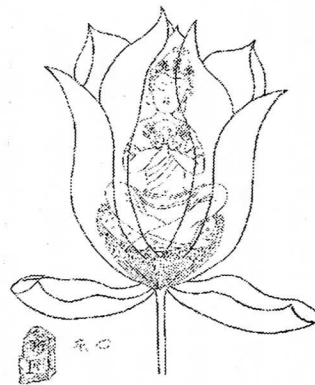
『裁かれた命』の最後の方で、裁いた者の一人が言っている。

「当時、取り調べのときにも、彼が自らの罪を悔いていることは感じなくはなかつたのです。しかしあの時の私は、そこまでの彼の深い気持ちに思いを致すことは出来なかつた。あの時、私が彼に人間として向き合い、彼を包んでいた環境に思いを致し、彼の背景事情の中にあるものとして事件を扱つていれば結論は変わっていたかもしれない。——もう、今となってはとりかえしがつかないことですが……」

それが、自ら求刑した死刑事件に向き合い続けた検事が、事件から四十四年の歳月を経て辿りついた答えだつた。

『裁かれた命』を読んでいて、無学、貧しい中で生きて来た者の苦しみが、私は良くわかつた。私も貧しい中で生きて来て、たまたま無期刑になれた事！だからこそ、

死刑の方がいいなんて、今の生活の苦しい中であつてもいつてはいけないし、裁く者もまた、このような本を読み、死刑と言う刑について強く考えて欲しいと思うし、此の度の『和解』22号の中でも書いているように、死について一人一人が良く考えるべきだと思う。





## 九州男

二〇一四年 元旦…

前を向いて、上を向いて新しい朝が始まりました。

朝目覚め、ふと感じ思ったこと。それは、どんなに時代が変わろうとも、けつして変わらないこと。それは、日々の暮しの中でこぼれる愛しい人の笑顔が私達をとびつきり幸せにしてくれる。その笑顔が、そつと背中を押してくれる。

私自身も、愛しい人達のそばに  
いるだけで心を満たしてくれる  
「花」のような、ふと見上げればそ  
こにいてやさしい光で導く「月」の  
ような存在でありたい。

背中をすつと伸ばし歩き出す新  
しい朝にも、たくさんの愛しい笑  
顔があふれることを願う、そして  
祈る…。

昨年は心の中に「人は皆平等であるのか」という考えが、よく頭の中に浮かびました。そんな時、空をながめているとタンポポの種が飛んでいるのが見えました。水溜りに落ちる種もあれば、アスファルトの割れ目に落ちる種もありました。どこに飛んでいったかわからない種もあれば、よく肥えた土の上  
に落ちる種もありました。その時、私達人間の命もこのタンポポの種と同じではないかと思いました。もしもあの世とやらがあるのならば、この人生という旅に参加する資格を得て「頑張つてこいよ」と生を授かり、神様が平等な息でフー  
ーと吹いて、この地球という星に命をちりばめてこられた。それが私達一人ひとりではないか、なんて思ったりします。

だと、つい言うてしまふかもしれません。神様は、この私達一人ひとりに「心」という種を授けてくれました。その種をはじけさせれば二葉からはじまり、だんだん大きくなつて、やがて一本の木として天に向かつてます。同時に地に深く根を下ろし立派な大木に育っていきます。そういう種を誰もが授かつて生まれてきていると思います。その種を大きな木に育てるか、一人ひとりの心のちよつとした転換にかかっています。頭ではわかつていても胸でつかえているものをストンと腹に落としてやつたときに「今が一番幸せ、生まれてきてよかった」と感謝の心が生まれるのだと思います。その感謝の心を導くために、人生という旅に出てく  
るのではないのでしょうか。

心はいつも変化しています。実に不可思議なものです。人は人生の中のあらゆる問いに対して「なぜ？」とすぐに答えを求めたがり  
ます。でも神様はなかなかすぐには答えを教えてくれません。前を向いて笑つて感謝して明るく元気に頑張つて人生の旅を続ければ、人生良いことも悪いことも半分半分です。決まっていることなどないのだと思います。明日の天気もわかりません。雨降れば雨、風吹けば風、与えられた今日一日という出会いの中で、恨みや憎しみや愚痴を少なくして、皆さんに迷惑がかからないようにと心がけて、今日も世の中の一員として人生を  
続けていきます。

旅を続けるにも人は決して一人では生きていきません。いろんな人とのかわりあいによって、私達は生かされています。そして出会いと別れを繰り返しています。良い出会いも悪い出会いもすべて「縁」

です。その縁に対して感謝できる自分があったかという、決してそうではありませんでした。しかし、そんな自分が嫌で変わりたいと思つても、人はなかなか変われるものではありませんでした。誰ひとりとして頑張っていない人はいません。自分なりに何とか変わろうと皆頑張っています。

人は勝手なものです。趣味やスポーツなどで「あなたこそがおかしいよ。体のここを真っすぐ直せ！」と指摘されればすぐに調整して直します。そういう趣味嗜好の合ったものは進んで従うものです。しかし、「なんであなたはみんなの言うことを大らかに聞けないんだ！」というように自分の心の内面的な部分を指摘されると、「もう何も言うなよ！」とすぐに心のシャッターを閉めてしまいます。それではいけないと思つても、自分の心の中には良い自分と悪い自分がい

良い心と悪い心を誰もが持っています。悪い心も自分の心の一部です。これが「我」というものだと思います。自分を大切にすると同じように人を大切にします。どんな人をも受け入れる心があつて、はじめて皆さんから受け入れてもらえると思えます。神は天からすべて見ています。自分にとって都合

の良い人には笑顔、気に入らない人にはそうでないのは、正しい行いではありません。人を批判せず自らを悔い、「心から受け入れられなくてごめん。いつかきつと受け入れられるように努力するネ」と祈る心を持つこと、これが一つ私の題目でもあります。

この目標を達成させるためには、他力本願にならず自分自身で問題を解決し、自分自身の「あるがまま」を感じて「あるがまま」を素直に受け入れて生きる。この心地よさを実感します。自分が好きなことに熱中し、好奇心を持って

自分の感性を磨き続ける生き方をしていると、ストレスを感じなくなるはずですが、私は「あるがままに生きる」ということに気づきま

たひとつの徳を積むことが一年で三百六十五個の徳を積み上げることになります。「何事も根気よく丁寧に、ぼちぼちと」、これが長い道を歩き続ける秘訣だと思います。人生という旅も一緒です。肉体的、精神的苦痛を受けたときは誰でも辛いものです。そこで妥協せず乗り越えられるかどうかは、天を衝くぐらいの高い目標があるかどうかで決まります。その純粋なる清らかな気持ちに限界を持ち上げ、時として不能を可能にする力となるはずで

見栄もプライドも卑屈さも周囲との比較から生まれるつまらない気持ちです。自分の「あるがまま」も他人の「あるがまま」も認めない狭い心から生まれる膿のようなものです。この膿が溜まると、他と比較して損得勘定をしたらとかしてしまいます。少しでもそのような心があつてはいけません。膿が溜まらないためにも、心の中にまるで幼子がいるのごとく心を無にして、目に見える功德というものを一日一日ひとつひとつ積み重ねていく事だと思います。たとえば今日一日という日に、たつ

す。この力は神様が皆に平等に授けてくれ誰しも備わっているものだと思えます。自分に対する過信は脆いものです。地に足をつけ、あせらず手を抜かず、一歩一歩歩み続けて



いれば、必ず自信がついてくるはずです。勇気も湧いてきます。そして神様が、まわりの人が、必ず護つてくださるのです。

人生の旅を続けていると「この苦しみの向こうには何かがあるのだろう」とよく思います。苦難に遭うと、いつも「これが自分の日常なんだ」と考えるようにしています。すると一種の暗示効果で「あんなものか」と思えるようになり。逆に、なんでこんな苦しい目に遭わなくてはいけないのかと思うと不平不満が出ます。それを日常と考えて適応することも大切なことだと思います。

い込まれるほど苦しくなつて逃げてしまいますが、逆に自分からその苦しみの胸元に飛び込んで素直に正直に謙虚に生きてみるのもいいと思います。あえて苦しみの中に身を投じてみるというのは、言い換えますと環境をそのまま受け入れるということ。現実には自分の一存で変えることはできませんが、現実を受け入れ愚痴らず精一杯生きると、そこに道が開けてくるのだと思います。苦しみの向こうにあるのは、私は「感謝」の心ただひとつだと思います。

二〇一四年、新しい年を迎え、次の新しい旅がはじまりましたが、今このように生かされているという現実感謝して、日々を大切に生きたいと願っています。



あなたならどうする？

### 求道心 如岳

惰性に従って生きてますか、それとも自分の情熱に従いますか？

安楽な暮らしを選びますか、それとも奉仕の人生や冒険の人生を選びますか？

批判されたら意気消沈してしまいませんか、それとも自分の信念に従って行動しますか？

自分が間違っていたとき、虚勢をはりますか、それとも謝りますか？

恋をしたとき、拒絶されたときのことを考えて心のガードを高くしますか、それとも行動しますか？



厳しい事態に直面したとき、あきらめますか、それとも粘り強くやっていますか？

他人の気持ちを考えずに、とにかく頭のいい人間になろうと思いませんか、それとも優しい人間になりたいですか？

人生は選択の連続です。それはいつも自分の意思で選んでいるのです。

「意思あるところに道あり」とは、よく言ったものです。

反省はすれど、後悔のない選択をし、人生を歩みたいものです。



熊本愚公

治安の悪化を懸念する肯定派  
と人道主義を標榜する否定派。

賛否両論のなかで、先ず論点の一つとなる犯罪抑止力・抑止効果について考察する。

死刑存続と厳罰化政策による犯罪抑止力とは、効果の程度問題であり認めざるを得ない。程度問題とは、加害者側の動機の違いによっても大きく異なるであろうが、偶然突発的な犯行でない限り一定の効果を認める。よつて、現行法の下では死刑存続と厳罰化を求める世論を変えることは非常な困難を伴う。

然るに、二〇〇四年刑法改正により法定刑引上げが行われて十年、期待する程の威嚇力も抑止効果も新法に認められない。結論としては、短絡的な厳罰政策は

過去の犯罪に対する憂さ晴らしとは成り得ても、将来の犯罪に対する抑止力としては疑問が残る。そこで、問題の原点に立ち返り、「犯罪の予防減少」という観点から検討する。

先ずは、犯罪を生み出す構造を科学し総合的に対処して行くことが、最も有効な対策であることに疑いはない。

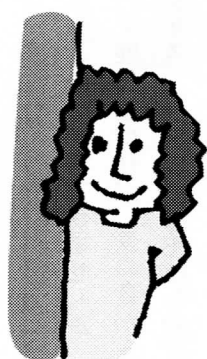
よつて、医学、心理学、社会学などを駆使して、大規模な研究機関の創設を目指すことが急務であり、犯罪の根本原因を究明し対応策を検討する必要性がある。なぜなら、現在の犯罪数、犯罪率、再犯率からも、現行の刑法と刑務所そのものの在り方に限界があることは否めない。

そこで、刑法について考察する。罪刑法定主義を原則として、死刑と懲役刑を廃止する。一見、無謀で乱暴な意見の様に思われるかも知れないが、死刑も懲役も

抑止力となり得なければ廃止は必然かつ当然である。死刑とは、犯罪者の死をもつて償いを求めるものでしかなく、懲役とは、苦役によつて懲らしめるための罰でしかない。犯罪予防の観点からは、大きく掛け離れていることに疑い

の余地はない。代案としては、国が被害者に対して篤い補償を行い、加害者とその分の責務を負うことも考えられるが、債務不履行の場合には当然に強制的な労働を科する。被害の規模や動機、再犯の可能性などを考慮し、一定の再教育などを施し社会への順応性を高め、再犯の可能性を科学的に確認してから社会復帰を認める。また、薬物依存者と精神障がい者とは区別して、医学的な見地から処遇を決定する。様々な施設や専門家を必要として、一時的な費用は増大すると思われるが、将来的には、司法や警察組織などに係る費用も削減する可能性も

あり、社会の安全を確保するには有効と考える。現行の司法制度では、懲役個人の再犯可能性の有無にかかわらず、刑期を満了してしまえば社会復帰してしまい、たとえ刑期を長くしても一部は再犯を繰返してしまうのだ。



犯罪は社会の鏡でもあり、社会の影響を受けて生まれるものである。よつて、更生の意欲があり再犯の可能性が少ない者を一日も早く社会に復帰させ、更生の可能性が無い者を社会の責任として矯正する必要性は高いと考えなければならぬ。

そこで、将来の社会制度の改善可能性を考察する。様々な社会問題が山積する中で、多くの国民の賛同を得られな

れば改善は望めない。これには、政治の構造的な欠陥が認められる。戦後、戦勝国が日本の戦後処理を円滑に行うため、コントロールしやすい議会に権限を集中させる必要から、議会制民主主義を押しつけた。議会制民主主義とは、

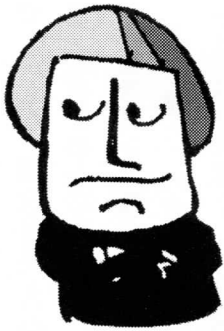
議会を通して民主政治が行われる政治制度であるが、直接国民の参加の途が厳しく制限され、衆参多数の議員を要する代議制が強調された。こうして招いた国会と与党議員の特権化が、各種の族議員を生み出し利権漁りの土壌を生み出した。更に、一院制と二院制との間で、法律の制定であった制度上、法律の制定であった廃止であれ、原則として一院が一致しないと成立しないため、現状を改善するには風通しが悪いという現実は否めない。今後、日本の政治制度を改善する必要性を認識した上で、政治制度の設計思想である「何のために何をどうするか」という問題を見極め、結果

を重視する優れた感覚と発想を育み、活動し続けて行くことが肝要である。

戦後、日本の歴史は様々な分野で目覚ましい発展を遂げてきた。然るに、急速な発展に伴い、経済至上主義に偏り、あらゆる社会制度の構造的な欠陥や改善の必要性をおざなりにした結果、多くの国民の不幸を招いてしまったことは、非常に残念だ。近い将来、人々の英知を結集した新しい社会が誕生するだろう。新しい技術と制度が、人々の暮らしを安全で豊かに進化させる。そんな日が来るのは、そう遠くない。通貨は電子化され、個人を特定した人や法人に対し端末が渡される。税務署は合理化され、ほとんどの犯罪は姿を消す。通貨の流通が透明化されてしまえば、犯罪収益や裏金は金塊や外国紙幣でしか流通し得なくなるからである。また、債券確保も容易になることか

ら、金融全般も活性化され、裁判所も合理化できる。更に、生活保護費などの受給も自動化することで福祉関係も充実される。その様な訳で、官公省庁を縮小合理化できることから、大幅に税金を削減することも可能となる。更に、インターネットを介した国民の直接政治を敢行することで、議員数も大幅に削減できる。

これらは、決して夢や絵空事ではなく、未来は明るい。時間の問題であろうが、矜持を胸に誰かが改革を推進する起爆剤となれば、嵐は必ず訪れる――



## 会員の皆様 ご意見頂戴

### 浪速の奇行人

最近、当所の処遇は年々厳しくなっています。前回まで許可されていたことが、今回から不可となることが多くなっています。どうも、管理運営上を過大に評価しすぎているように感じ、受刑者の人権は蔑(ないがしろ)にされているのではと思われます。

昨年の暮れに私の所に届いたクリスマスカードは4通です。その内の2通が被見後返納という措置を受けました。この措置は居室所持、領置も認められず、廃棄又は宅下げしかありません。要は、廃棄させることが目的であります。この措置を受けた2通のどこが悪いのか納得できませんが、強いて理由を探せば、麦の会からのクリスマスカードには花びらのシー

ルが貼っていることです。又、もう1通の名古屋の知人(カトリック教徒)からのクリスマスカードには金粉の蒔絵がされていることです。

それにしても、刑務所の幹部職員は何を基準に措置を決めているのでしょうか疑問であります。クリスマスカードを贈る人の真心、神の愛の贈り物、信仰の自由、基本的人権は考慮されているのでしょうか？又、この措置を受けた受刑者の心の葛藤、苦悩、信仰の自由、基本的人権を少しでも考慮されているのでしょうか？

本来、差し入れ物品の制限を目的は、被収容者の逃亡や罪証の隠滅につながる不正な物品の隠蔽を防止するためであるから、隠蔽に不可能な紙の種類にまで制限を設けるのは、管理者側の専横であつて職権乱用に当たりま

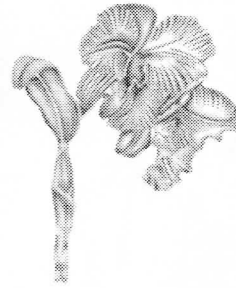
又、佐賀地裁で「差入れ拒否」

は違法とする判例があります。この裁判は、佐賀少年刑務所の被収容者に、弁護士が市販の便箋封筒を差し入れしようとした際、同所が認めず売店で購入を指示したことで「接見交通権の侵害」として、国家賠償法に基づき国に慰謝料を求めて提訴していたものです。平成21年3月30日、神山隆一裁判長は、差入れ拒否は違法と認め、国に15万円の支払いを命じました。これは、紙の種類にまで制限を設けることは行き過ぎと、以前から批判があつたことで画期的な判決といえます。

臍曲がりの私は、官の思惑には、どうしても素直にクリスマスカードの廃棄をすることができません。

妻の会事務局長の皆様やサレジアシスターズ、カリタス修道女会の皆様の心をこめた愛の贈りものを宅下げすることは心苦しいのでありますが、12月26日クロノコメー

ル便にて宅下げ申請をいたしました。先日(1月14日)、1月21日に発送手続きする旨、告知がありましたので、早速手紙を認めお受け取り下さい。



夢を求めて

### 博多一粒

被告人を無期懲役に処する。

事件より二年数カ月振りの、第一七回公判廷で判決言い渡しを受けた私は：すでに古稀を過ぎていた。主文には極悪非道であり遺族の深い悲しみを思う時、求

刑通りの判決が妥当であり、被告人の供述申し立ては刑責を逃れる虚言と極(き)め付けた。事件当日の私は飲酒による心神喪失の状態で記憶も定かでなく、捜査員の取調べも検事の取調べも拒否して来た。第一回公判も私は、黙秘権を行使する旨を発言した。

然し共犯者の証言や供述が証拠として採用されて、後半は分離され、私の知らない間に共犯の求刑判決が出たことも知る。

弁護士面会での打ち合わせの中で、黙秘しては、共犯の述べた証言は、すべて私の不利な点が多いために、第三回公判より上申書を提出して、発言することを申し述べ、共犯者に対して私から尋問をお願いして、私の記憶にある部分について法廷で明らかにした。事件当日から逮捕される日までの私の行動や飲酒した店の証人等の証言も含め、数名の法廷で証言した。さらに捜査員や私の精



神鑑定の要請等の弁護士への申請は却下され、私は捜査員の誘導と捏造調書である点を主張した。何れも私の申し立ては却下され、各証人の証言と供述のみで、私は判決を受けた。

私は決して冤罪を主張しているのではなく、真実を述べている訳で、被害者の娘が検察側の証人尋問の中で、私は遺族に対して心から詫びる気持ちで、証言台で泣き悲しむ姿を見た時、それまで、私は自分が本当に被害者を殺害したのか信じられない気持ちだったの、罪の意識が正直に言っただけ、検事にも暴言を吐く毎日だった。法廷での検事の尋問に対しても反動的で、そんな馬鹿な尋問するな、と怒鳴りました。だから裁判官に与えた印象は悪く、反省どころか、むしろ自棄的な気分、好きにせよの気持ちだった。遺族の証言後の弁護士の私に対する尋問の中で、私は死をもって償いをしたいと証

言をした。それは、私の主張がすべて認められず、当時七〇歳すぎた年齢で、社会復帰の夢も望みはなく、ならば刑務所で……獄死する状況だし、極刑の方が苦しみもないと考えたものです。

私の証言に対し、裁判長は、被告人は、死をもって償う気持ちならば、記憶にないと言つてるところを、思い出してくれませんか、と質問されたが、私は真実は一つです。記憶にあれば素直に供述も出来ませんが、残念ながら、全く思い出せないのです。これは本当なのですと申し述べて、遺族の悲しみを心に受けとめる時、私は死ぬるものならと考える日が続いたものです。

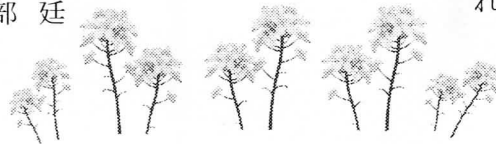
日控訴の手続きをし、書類を提出した。

四週間後に、担当弁護士との面会で事情説明し、趣意書の準備をし、弁護士も非常に張り切っていて、共犯の務めて居る施設まで、新たな証言を求め、遠方まで足を運んでくれた。さらに一審で却下された捜査員の証人として喚問、私の飲酒の精神鑑定等の申請の手続きをして下さる。

公判期日も決まり

控訴審、第一回公判廷で弁護士の申請を一部を除くすべての主張を却下された

ので、私は次回の公判日も決定したが、精神鑑定も、共犯の証人尋問を却下されたのでは、控訴の意味もなく、弁護士に相談して控訴の取り下げ手続きをした。弁護



士が最後の面会に来て、残念ですが、貴方が取り下げらるならば、とお別れの挨拶の中で、長い務めになります。健康に留意して、決して自棄を起さず、平穏な毎日を送って下さい。そして「夢を求めて」希望ある毎日を祈ります。のお言葉には、私も涙が出ました。

「夢を求めて」希望を捨てずに頑張れば償う身であっても、受刑生活の厳しさ苦しさの中にも、長い長いトンネルの向こうには必ず光を見出す事が出来るのですと、教えられ、弁護士が犯罪者としてでなく、一人の人間として接してくれた嬉しさが生涯、心に残ると思い、受刑生活に入りました。私は拘留所に監中に施設に対する、苦情の申し出など不満も重なり法相宛に情願もした。熊本刑務所に移送され、工場出役となり私は改めて所内の規律が厳しくて驚き、私自身がまだ、完全に平穏な心に成っていない時期で、監獄と

## これが刑務所？

### 猫男爵

で感じることは、前述の事ばかりが原因とはいえませんが、

同志の皆様、日々のお務めご苦労様です。スタッフの皆様、この度は『和解』その他差し入れ有難うございます。

私は中部地方のG刑務所に務

める者です。21号の南和気さんの投稿を読み、H刑務所も官の役人支配の上、ええ加減な医務に処遇、どこも一緒なんやなあと思、改めて獄外の同志の方々にも真の刑務所の事実、実態を知ってもらい、どうして再犯がなくならず増えるのか、法務省等が把握していない又は、知っていても公表されない重大な原因は何かを知ってほしく思い投稿しました。

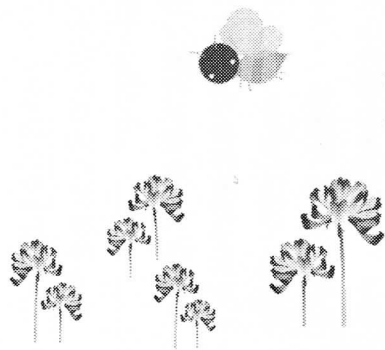
世間一般に知られている「帰る家(場所)がない」、これも一つの原因でしょうが、それ以前に、この中に入り、見て体験して肌身をもつ

刑務所とは罪を償い、何に原因があり、どうしてこのような事件を犯したか等を考え、更生をさせる所であると私は思いますが、今の刑務所の閉鎖的で隠蔽体質にもつとも重大な原因があると感じます。

まずG刑務所の医務の一例を見ますと、2013年11月現在において、優に数十人〜数百人前後の皮膚の感染症者が受刑しており、感染が蔓延しているにもかかわらず、病名もわからぬ(ふりをしているだけかもしれない)に、その栄養分となりうる可能性がないともいえない薬を出し、余計に広がり、飲み薬は睡眠成分の入った鼻炎の薬で寝かし付けてごまかすばかり。現に目に見えて良くならないといけないのに、目に見えて悪くなるばかり。私もまた、入所後にうつされ発症したもので

すが、「他の同囚にうつしてはいけない」と思い、皮膚科専門医の診察願いの願せんと出せば、医務員より「皮膚科専門医の診察はうちではない」と言われたと思うと、医師からも「これ(皮膚科専門医の診察願い)はお前らが出すものではない。俺が決めるんだ」と挑発的言動をしてきて、私が「何べん言うてもちゃんとしいひんやろ?」と文句を言うのと、医務員はなだめにかかり、それでも文句を言うものなら、警備隊と称する職員が一人の者に対し15〜20人が取り巻き、ひどいになれば催涙スプレー一本分を顔全体にかけられ、しばらく呼吸困難は序の口なのです。

しかし、医師や職員が私らに対し想像を絶する罵詈雑言や挑発的行為等をして、とがめられることは証拠がない限りありえませんが、又、真冬に全裸で10〜20分強、放置され診察したふりをして



辱しめられるということもされ、これらのことは病状の苦痛の上、更に大きな人為的な精神的苦痛を加えるのです。

社会一般の医療水準が保障されることは收容者の権利であり、これを保障することは国の義務であるはずで、処遇法56条に「社会一般の保健衛生及び医療の水準を保障する」にも、1982年に採られた「医学倫理原則」の「第一」に「医師は被拘禁者に対して、拘禁されていない者に施されると同種同水準の身体的及び精神的な健康に関する保護と疾病の治療とを提供する義務を負う」とあることにも反することであり、また社会通念上、一般的に考えてもその不当性は明らかなので

菌に対し栄養分となりうる薬を出すということは「非人道な刑罰を禁じた国際人権規約七条と人間の尊厳に基づく処遇を求める

同十条」及び憲法六十四条「感染症予防の措置」並びに六十四条に規定する法務省で定める措置（第31条1項）等に反しているのは明らかであり、過失の最大のものは、それにぜんぜん気付かぬことであるが、このことは意図的に過去幾十、百人の症例があり、その薬の成分を塗ればどうなるか分かっていたのであり（過去現在の同症状の人らの記録やカルテに残っている）、悪化させるということは違法です。

2005〜2007年に起きた徳島刑務所の受刑者虐待事件や、名古屋刑務所で起きた受刑者傷害致死事件等の教訓が何も生かされず、時間が経ち事件のことを世間が忘れた頃を見計らい、昔の旧監獄法に逆戻り、精神的に卑

屈になり再犯がなくならない一つの原因がこのことにあると私は思っています。

医師のもう一つの事例は歯科医師による虐待です。というのも、2012年6月8日及び22日の第二・第四金曜日の休業日に、以前出していた歯科治療をされるのですが、この時に実際に行われたことです。回転しているドリルを8日は内側唇を意図的に当てられ、穴が一週間弱開いて腫れた上、申し出などしていない歯2ヶ所を削られ、歯ぐきは勝手に麻酔されたことにより肉が裂け血が2〜3日止まらず化膿しました。22日には、勝手に削られた歯の一ヶ所のかみ合わせを直しただけです。この際も外唇に回転しているドリルを当てられて血が出て腫れ上がりました。2013年11月現在、治療された歯も未だに痛みを感じ、虫歯の菌が回ったのか、今のところ体には熱がないのです

が、顔中がポカポカ熱をもち頭が痛く、首筋（後ろ）らへんが重だるく気持ちが悪く（吐き気等がする）、も具合が悪く（吐き気等がする）、今までより更に首など顔に振動を加えると、勝手に削られた歯に激痛が生じます。普通にしておけば歯の激痛は大丈夫なので、??となつていますが、虫歯のばい菌が骨膜炎から敗血症を起こし死に至らしめることもあるのです。

これらのことは社会的影響も大きく、訴訟や救済がなされないことと刑務所は何をしてもいいということとを国が、政府が、弁護士が認めたと同じことになり恐ろしいことになるのでは、と私は杞憂します。意図的に病原菌を感染させる行為は明らかに暴行罪にあたります。昭和39〜41年にかけて続発した「千葉チフス事件」はこの典型的なものです。多くの感染症者等で苦しむ受刑者、劣悪でとても人間のものとは思えない生活環

境下に置かれ、筆舌に尽くしがたい処遇等されているのが真実であり、かくも悲しむべき所業があり、特定の人間にだけ行われているということは誠に遺憾であり、容認しがたいのです。

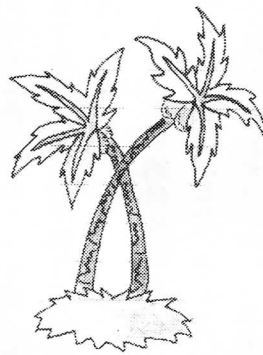
更生に重大な支障を及ぼすような刑務所の悪事をどんだん表面化していくことが大事です。やらなければならぬ。やらなければ誰もやらない。日を送つてしまえば失われてしまうのです。気が付いている私には責任がある。このまま放置すれば更に不幸な人が増えるのです。

このままでは人間形成に作用する全ての精神的影響も大きく、ただでさえ奴隷的扱いの中、虐待され、奴隷化され、人間性を剥奪されます。各弁護士会の人権擁護委員会、法務省の人権擁護局、各人権センター(市人権センター)、監獄人権センター等に手紙していくことが大事です。一般

社会の皆様、これが真実の現在の刑務所の実態の一部なのです。

正常な判断力を取り戻し、本人の内省や贖罪意識を認識させ、正常な意識下で受け入れなければ、刑罰は刑罰でなくただの「拷問」です。本人が刑を受けるという意味を理解できずに執行されている現状では再犯もなくならず、更に精神的に不安定にされた上で肉体的にも苦痛を与える行為は、自ら犯した過ちに対する代償としての刑罰ではないと思います。人間の尊厳、基本的人権に基づく処遇や医務の治療をしなければ、真摯に反省や被害者遺族に対する謝罪、事件の重大性等、はつきり言つて考えられないようにされているのであり、本人に後悔、反省等の意思があつても精神不安定にされている以上、正常な判断もできず、反省する機会すら与えられないのであり、これらのことから、また犯罪に手を染め再犯が

なくならない最大の原因になっていると私は思います。陰湿ないじめ、嫌がらせ等をされているのが現状で、刑務所が国家公務員の責務を大きく逸脱しているからこそ、被害者遺族への和解や謝罪、事件を悔い改め更生に務めることが出来なくなっているのだと感じます。



2013年9月中旬頃、60歳代の一人の受刑者が死にました。病棟でかなり前から入院していた人です。もつと早期に適正な措置をしていたら必ず助かった命の人でした。診察はかなりおさなりで形だけ、扉を開けて遠くから見ただけで完全放置。病状でたおれて

いる受刑者の声が「うう……うう……」と聞こえてきますが、医師や医務員は「そうか、がんばれ」と扉を閉め「いつ死んだこいつ？」等と話しているのが耳に入ってきました。この時私は、病棟にある風呂の順番待ちで、その人の近く、2〜3室離れた所に座っていましたので声まで聞こえました。一応、病棟には容態悪化に伴い、非常用のベルが各室に備え付けられています。それが、それはただの飾りで、何度押してもバネが戻って来るだけで誰も来ることなくありません。実際に考査の時に同室の人間にそのことを聴いて一緒に試したところ、なんともありませんでした。この手紙を見て、対応、対処されるまでは一緒のままでしょう。見られ、読まれ、すべて関係部署に伝えられているからです。夜中に死んでいるのが見つかったのとです。その人も苦しみながら押し助けて呼んでいたかもし

れませんが、前記のことなので誰も助けに来ることなく命を終えられたのでしょうか。感染症にしても蔓延しているにもかかわらず「命に関わることはない」として放置。しかし体内に入れば最悪、死に到らしめる上、顔や肢体の外形には痕跡も残っており、現在も悪化して広がるばかりです。

なぜ刑務所に入って不健康になり病気になるかといけないのか。保健衛生上も非常に不衛生で、外で健康で感染症にもなっていない者が中に入って不健康になり、感染症をうつされて出て行く……果たしてこんなことが許されているのだろうか。視察委員会やその他の団体の視察にしても、本当の刑務所を見ていません。官にとつて都合の良い所だけを見せられていただけで、都合の悪いことは見せられていないのが本当です。本当の更生施設とは、真の反省、更生とは何なのでしょう?……

皆様からの意見や助言、どのような対応、対処等しているのか、どこの人権団体に申し立てたら効率がいいのか等、よろしくお願いします。



## 法律

### 北の大地

麦の会のスタッフの皆様、会員の皆様、お元気で過ごすごでしょうか。今回は受刑者会員の皆様、会員ボランティアの皆様、スタッフの皆様のご意見、ご感想をお聴きしたいと思います。

日本には様々な法律が多数あり、全てが頭の中に入っている人は何人いるでしょうか……。裁判官、検察官、弁護士等の、いわゆる法曹界でも全て頭の中に入っている人はいないのでしょうか。

その都度調べていると思います。

私たちが受刑者に直接関わる法律となると『刑法』『刑事訴訟法』『刑事施設処遇法』『憲法』の四つの法律ではないでしょうか。

憲法には20歳以上の者で日本国籍の者は、税金、年金等、様々な義務が課せられています。特に年金に対しては20歳から60歳まで納付する義務がありますが、受刑者であってもそれは例外ではありません。

ですが、年金納付免除手続きをすれば、納付はしなくてもよいことになっています。しかし、20歳から60歳までの40年間で最低25年間、年金納付または免除の手続きをしないと将来、年金は貰えません。

全国の刑務所でも法律が改正されてからは、受刑者への納付免除の申請手続きの説明があつたと思います。当所でもそれはありました。私はその時初めてその様

な申請が出来ることを知りましたが、その時私は既に40歳を過ぎていましたので、多分年金は貰えないと思います。

本来ならば、入所時にその様な説明をするべきではないかと思えます。ですから私にかぎらず受刑者の中で、多くの年金を貰えない人がいると思えますがどうでしょうか……。

そうした反面受刑者には、憲法で定められている20歳以上の日本国籍の者に対する選挙権が、剥奪されていることは可笑しいのではないかと思います。

10月の中旬に元受刑者が選挙権の剥奪に対して裁判を起して判決が出ました。その結果は、元受刑者は選挙の時は社会復帰して選挙権があつたとして、訴えは退けられました。ただ、判決文の内容にはこんな文面がありました。それは「受刑者であっても日本国籍である者には選挙権を

与えるべきで、剥奪することは違憲である。」という判決文になっていました。

ですが、それにはいろいろな問題があるのも確かです。選挙権の行使は、住民票の置いてあるところでの投票なので難しいでしょう。

刑務所には全国から受刑者が来ている為、投票にはどうするかが問題となる様です。これは、ある大学教授と法務省の意見でした。ですが受刑者に選挙権が与えられたとなると、刑務所側の処遇内容もかなり変わってくるのではないのでしょうか。

また、平成18年10月から『監獄法』から『刑事施設処遇法』に変わって、平成20年頃までは、新法にそって処遇も変わっていました、知人、友人等との面会もできていました。旧法である監獄法では、刑務所は懲らしめの為の場所と考えられていましたし、また、明治に出来た法律が最近まで続

いていたことも正直驚きですし、百年間も改正されずにいたことにも驚いていましたが、新法の理念では、刑務所は更生する場所という考えになったはずですが。その為に更生に支障の無い者との外部交通が20年頃まで認められていましたが、それ以降は旧法の監獄法の考えに変わり、友人、知人との面会は事実上中止となり、現在は親族としか面会はできなくなりました。

そもそも法改正された時に、殆どが刑務所長の権限となつているために、何かと理由をつけて旧法に戻すこともできることにも、とても法改正をしたとは思えません。本当に受刑者の更生を願って改正をしたのであれば、刑務所長の権限ではなく、法の中でしっかりと定めるべきではないかと思えます。

厳しくしたから再犯率が低下するかというと、そうではないと

思うし、甘くしたから再犯率が上がるというものでもないと思うのです。何に対してもそうだと思うのですが、人というものは「飴と鞭」があつて、初めて相手の言いたいことが分かるのではないのでしょうか。

鞭ばかりでは、人は反抗的になつてしまうものです。それは、人間は感情の動物だからです。新法に対して刑務所側の扱いが可笑しいと思ひ、刑事訴訟法に則つて訴訟を起こしたとしても一〇〇%負ける裁判となつてしまいます。その理由としては、裁判の際に事実と違う意見を述べたり、刑務所側に不利になる様な証拠は、裁判では提出されてきていません。私が知っている範囲では、そうした訴訟では全て負けています。

また、負けても勝つても訴訟を起こすと必ず刑務所側に目を付けられてしまうことになり、中には不当な取調べや懲罰になつている人もいると聴いたこともありま

す。訴訟は絶対に刑務所内ではすべきではないと思うし、仮にするとするならば、社会の人を介してするか、あるいは社会復帰した時にすべきではないかと思ひます。

また新法になつてからは、全国の刑務所に有識者による視察委員会ができ、刑務所運営上、改善される場面があるときは、視察委員会に対して投函箱に投函したり、あるいは面接を願い出たりしますが、当所では殆ど機能していません。私も何度か投函したことがあります。何も変わつていません。まるで形ばかりの視察委員会で、法律で決められているから定期的に視察しているかと思えません。他施設では、かなり改善されている様ですが、当所ではあまり改善されていない様に思ひます。

皆さんは私が思っていることを

どう受け止め、どう感じたのでしょうか。意見して頂ければと思います。



## 気持ちの切り替え

### 南 和氣

『和解』をご覧の全国の皆さん  
お元気で過ごしてはいかがでしょうか？

さて私事ではありますが、先日  
私は、規律違反で調査となりまし  
た。違反内容は、作業拒否です。

私は、西日本で一番大きな工場、  
革靴を作る工場で班長をやってお  
り、舎房では、配食を任せられ担  
当からも、それなりに信頼を得て  
おり、全てがうまく行っていた私  
に一体何があったのか？ 懲役は  
何が起こるか分からないもので  
す。

実は同じ工場の者同士が喧嘩を

したのですが、その喧嘩に空気を  
入れたのが私だと誤解され、工場  
にとでも居れる雰囲気になく、そ  
の微妙な空気に堪え切れず、工  
場を出て行く事にしたのです。最  
初は正直、もう投げ遣りな気持  
ちになっていましたが、担当さんの  
粋な計らいにより、軽金属工場と  
いう選ばれし者しか行けない工場  
に配役を命じられ、今は新しい工  
場で充実した生活を送っております。  
作業は主に溶接です。毎日、  
毎日一生懸命集中して作業をし  
ていると、あつという間に一日を  
終えております。

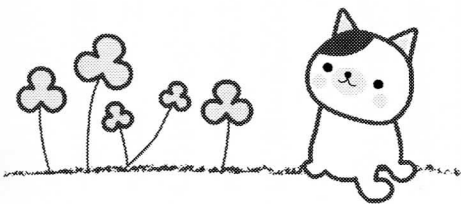
今、冷静に考えてみますと、前  
の工場でそのまま続けていても、  
人間関係の克服にはならなかった  
と思います。一度工場を出て、  
色々な人と出会い、接し、人と関  
わる事がいかに重要で難しいかと  
いう事を改めて知る事で、自分の  
成長を少しですが感じました。今  
では良い経験だったと振り返れま

す。前は小さい事を悪い方にばか  
りに考えてしまうタイプでしたが、  
今では何事もプラスに考えるよう  
にしています。人間は生きて行く  
上で大事なものは、劣等感の克服で  
す。人は誰でも多かれ少なかれ劣  
等感を持っているけれど、大切な  
のは劣等感ではなくて、それに気  
付いているか、いないかという事だ  
と思うのです。気付かないでい  
ると、いつまでも誰かを責めたり傷  
付けたりします。私も人間関係  
という自分の劣等感に気付き素  
直に認める事で、自分らしく生き  
て行ける事にも気付く事が出来  
ました。それからというものに変  
にイライラする事もなくなりまし  
たし、人に対しても大きな気持ち  
で向き合えるようになり、人間関  
係も以前よりは、うまく行くよう  
になったと思います。私は人間関  
係で失敗してしまいました。失  
敗を恐れて無難な道を選んでし  
まう事もあるかもしれないけれど、

失敗も考え方次第では、有り難い  
ものとポジティブに捉えるように  
しています。失敗は次の警告とな  
り、ヒントにもなります。そして、  
ステップアップの糧にもなるので  
す。

私は今回の失敗で多くの事を  
学びました。皆さんも、このよう  
にどんなに苦難が起きてても、ポジ  
ティブに捉え乗り切りましょう！  
神様は乗り越えられる人の前に  
壁は作りません。

私の残刑は九ヶ月となりました  
が、このまま事故のない生活  
が続くよう神に祈っております。





受洗はゴールでなくスタート

月笛

私は何ものにも代え難い尊い生命を奪って、長い施設暮らしをしており、その罪の意識に苛まれ、少しでも軽く出来ないものかと、利己的な思いから宗教に縋(すが)りました。最初の出会いは仏教でした。罪の意識でいつばいでしたから、そんな中で出会った親鸞聖人の悪人正機の教えに衝撃を受けました。悪人そのものの私ですから、こんな救いようのない私だからこそ救おうとされる方がおられることを知り、有難さと共に心がスッと軽くなるように感じました。紆余曲折の後、聖書に触れる機会を持つてキリスト教に

興味を抱いて、オリエンズ宗教研究所のカトリック通信講座を二年間受講しました。終了時に神父様を紹介され、苦しみや不安や生きづらさから逃げたい思い、自分が救われた思いを神父様に問うと、私を導いて下さった神父様は「神様は全ての人々が救われることを望んでおられます」と何度も繰り返されました。その神父様は、祈りなさいとも、集団教誨に行きなさいとも、ひと言も言われませんでした。でも、ご自身が祈る姿を見せて下さいました。また、施設という特殊な環境では精神的に病んでいる人も、ごう慢な人も、心の貧しい人も多くいますが、そういう人たちにも決して知らんぶりしたり、つき放したりせず、誠意をもってだれにでも接する姿は一緒でした。私が信じるようになってイエス様が小さき者や弱い者たちに愛を注がれたように、教え

としての言葉ではなく、行ないの中に表しておられるその神父様や、いろんな書籍の影響でカトリック教会に興味が深まり、受洗を望み始めました。前とあとでは、私の場合、劇的变化などありませんでした。受洗はゴールなどではなく、新しい生き方が出来るスタートだと思えます。受洗そのものより、どうしても洗礼を受けたと思った時が、大きな自分の中の変化の瞬間だったかと思えます。つまりキリストの体をこの身にいただいて私の中で生きていただきました！という願いが大きくなったとき、目に見えないはずの神様が働かれていることを感じられるようになるのではないかと私は思っています。神を信じない人、信じたくない人にとってはバカげた話にしか思えないかも知れませんが、神様にどんな自分であっても愛されている、無条件に愛されていると思

いに悲しいことや思いどおりにならないことが起きて、神様に祈り、ゆだねることができて、生きるのが楽になりました。自分の思い描いた通りにではなくて、神様が私に望んでおられるとおりになりますようにと願う祈ることができるようになったことが、神様、イエス様との出会いで一番大きく変わったことかと最近気づいた次第です。このところの冷え込みで塀の外のはげが真っ赤に染まりました。晩秋のもの悲しい情景の中でひときわ映えるはげ紅葉は、大切な人への思いを呼び起こしそうです。





# 塀の中の生きる意味を生み出す 〜更生の道(希望)

## 初雁

麦の会の皆様、春を迎え草木のこずえにも春の息吹の満ちる季節となりました。春は物事が常に目に見えている通りとは限らない事を深く悟らせてくれます。枯れ果てた草木に生命が芽吹きます。寒々とした荒れた大地が緑豊かな自然に生まれ変わります。厳しい冬の間、新しい衣装を求めているかの様に、枯れた裸の枝を伸ばしていたのが、突然、緑の新しい服をまといます。大地のしぼんだ草花も、「絶望・失望ではない」と言うように、土の中から新芽が力強く起き出します。

の登山も私一人の力ではなくて、多くの人達(麦の会、教会関係者)によつて出来たことです。心から深く感謝しております。神に感謝です。

更生の取り組みとして色々模索しながら良い方向に進めるようにします。

現代の社会状況の中で、再犯者が増えるのは、高齢化が進んでおり、社会復帰しようとしても厳しい現実です。私も2月で61歳となり、LB徳島も受刑高齢化が進んでいます。受刑者割合(40:60:50:70:30代)が多くて大半を占めては(20:80代)が少数の1人前後という状況です。

LB施設での仮釈放は稀であることから、満期出所となります。麦の会代表の呼び掛けの「自助努力による更生」の取り組みは難しい状況であります。この呼び掛けは私達にとつてはとても重要な助言でした。私は改めて代表提言

(21号)つながることによる意味の生成、内的変化)及び(22号)参加と静観)の助言を参考にしながら、私なりの「更生の取り組み」を模索しているところです。『更生』については(21号の「人間性を豊かに持つて自助努力し、市民として回復・社会貢献しながら新しい人生を送る。そして、自助の精神で孤立した人間から多くの人と連帯しながら社会に認められる社会復帰をする」)次に(22号の「第一・生きる意味を生み出すこと」「第二・私的 inner 面性へ逃避するだけの生き方はやめる」「第三・行動しないことは、ただそれだけでマイナスの作用が働く」)などの代表提言は正鵠を射た指摘です。この提言の根底にあるものは、私的には「更生に必要なものは、現代の社会で円滑な市民生活をするための『健全な人間関係』を築くことだと言つことになりました。

私や犯罪者に言えることは(利己的な言動で誤つた人生を進んだ)となるからです。罪を犯し、再犯となるのも「利己的な人格」のある人で、運営委員の助言の(自分を省みない、一番やっかいな人は「自分」か)と思います。私(委員)は自分が罪人の頭だと思いません。自己中心で利己的で自我欲が強いのが罪ある私達の姿です。)というように「自分を思うことは自分を滅ぼす。人のことを思うことは、人を生かす」となる私への言葉に心にグサツとききました。自分を捨てない限り、キリストについていけないということです。私はこの言葉を更生の取り組みの土台にしています。自分勝手な利己心で人間社会から脱落しては、一般社会にうまく溶け込むことが出来ない状態が解消しないから罪を何度も犯すことになるということです。

私は人間は心によつて生き方が

違ってくる。心を粗末にする  
「人間的な魅力」が欠けてしま  
い、自己中心な態度は心を悪く  
すると思います。心の中は「良い  
」ことより「悪い」ことが多いか  
ら悪誘惑に乗りやすく簡単に  
できる。悪や怠けることは楽で、  
善いことは坂道を登るようにしん  
どさを感じますが、悪いことは苦  
もなく山道を下るような感じな  
のです。「何が正しいか」を知るに  
は、「素直な心」と「豊かな良い経  
験」が必要ということ。悪い  
道を行んだり、努力を怠ったり、  
他人の干渉・噂ごとや習慣だけを  
頼り、確認せずに判断すると、誤  
った行動をするのです。そして、自  
己中心と悪は心の不安を作りだ  
すことです。この事からして、犯  
罪者の性格は(利己的)であるとい  
います。施設の中でも失敗するの  
は(目先の利)のための不健全な言  
動が原因となって、規律違反を繰  
り返しては、素直な心でなく、荒

んだ心と体になってしまい、自分  
自身を見失って自滅してしまうの  
です。更生＝社会回復するには  
善良な生き方をするのでしよ  
う。利己的な生き方から離れて利他  
的に生きること、そのために努力  
し骨折ることが重要。つまり  
「互助・共助」を目指し、「自助」が  
私達に求められるのです。聖書の  
言葉に(盗人は骨折って働きな  
さい エフェソ 4・28)から(他の人を顧  
みる フィリピ 2・4)という教えに  
結びつくのでした。

罪を犯し更生できないのは「人  
間関係と人間の心」が最大の要因  
になるのです。私のLB受刑生活  
の中でも下品な不健全な言葉が  
流布しています。(Iコリント 6・9  
〜11、エフェソ 5・8)。そしていつ爆  
発するかもしれない状況とも思  
います。(ヤコブ 3・1〜12)立ち直  
ると言う方向性に進むのは難しいの  
です。人間性を失った心は、昨日  
の影を背負ったままに、今日とい

う中に希望を持って歩もうとしな  
いと感ずるからです。私の場合は  
(良い人間関係と素直な心)を身  
に付けない限り、人生も変わらな  
いということになります。私の受  
刑生活の中でも工場担当さんか  
ら「素直な心」についての助言  
を受けました。私の「更生の取  
組み」について、次回の『和解』誌  
に続けていきます。皆様と豊かな  
道を歩みましょう。



浅野真知子

二〇一二年三月から東京拘置所に面会に行くようになった。二〇一一年、東日本震災が起きる前日、三月十日に最高裁で死刑判決、四月十二日より確定処遇、九月二七日に名古屋から東京に移監された小林正人さんに面会するためである。

北千住で東武伊勢崎線に乗り換えたら一駅で小菅である。リュックサックを背負い名古屋の我家を出てから6度目の乗り換えで東京拘置所がある小菅の駅に着くことになる。北千住駅を出てから車窓を眺めていると荒川の鉄橋を渡るころから存在感のある大きな東京拘置所が見えてきた。たくさんの人が生き働いている場所なのになんの息遣いも感じられない。ただただ大きな建物が存在感を示して建っているという感じである。小菅のプラットホームに降り立った時、やっと来られたという気持ちと、こんなに遠い所に移監されてしまったのだという思いで胸が痛んだ。小菅駅を降りてしばらく

歩くと銀色に光った拘置所の仮塀が出迎えてくれる。この背の高い銀色の仮塀沿いに真直ぐに5〜7分くらい歩くと拘置所正面に着くのだが歩きながら何とも言えぬ虚しさや切なさを感じた。その後も何度かこの道を歩いているが、歩くたびに必ず複雑な寂しさに襲われる。正人君と面会している時、ついこの道を歩くときの虚しさを笑いながら(それなりに気を遣っているのだ)話してしまった。そして話しながら勢いで「虚し街道」と命名していた。この私がこんな気持ちになるのだから、他の確定している方々のご両親や親族の方々がどんな気持ちでこの道を歩いて面会に向かっているのだろうかと思像したとき、思わず心の中で「親不孝者！」と叫んでいた。メチャメチャ親不孝者だよ！腹が立つくらい親不孝者だ。だけど、だからこそかもしれないが心の底から「生きて！」と言いたくなる。何が何でも生きるための戦いをし、誰に何と言われようが生き抜いて親より先に行くなど云いたい。あなたが、あなたが、今まで苦しみ悩みながら生きてきたそのすべてを主は見えておられる。厳しい道ですが、主に在つて、事件で亡くなった方々の命、そして自身自身の命を無駄にしない生き方をしてほしい。

主にお会いした時「よくやった」と褒められる生き方をして欲しいと心から願っています。私も同じように主に在つて生きたい、主が許してくれるその日まで、黒いリュックサックを背負つて何度でも虚し街道を歩いてやるわあ。小菅に来るがねえ。 (最後に軽めの名古屋弁にて完とさせて頂きます)



滝谷美佐保

昨年(1957)の11月23日、朝10時半から3時まで、「麦の会」の事務局で、「麦の会」を通して、服役中の人達と文通をしている人達の集いが持たれました。私は案内の葉書を受け取った時、万障繰り合わせて出席したい、と思いました。そう決めたすぐ後で、私が大阪で教師をしていたとき、中学1、2年と担任したクラスの、2年に1回開かれる同窓会の案内を受け取ったのですが、今回は生徒たちには申し訳なかつたけれども、そちらをキャンセルして、文通者の集いの方に参加を決めました。昨年4月から文通を始めて、今3人の人達と文通をしているのは、この集いに参加し、今まで文通を続けてこられた人達の話の聴き、まだ私が知らない事を学びたいと思ったのです。

当日の参加者は、ジュリアーノさん、レミさん、ルイさん\*、そして献身的に「麦の会」の活動を支えてこられたスタッフ5人に加え、鎌倉、那

須、千葉、東京、埼玉など各地から10人くらいの参加者がありました。

(\*この3人の方々は、それぞれイタリア、フランス、スイスから日本に来て、自ら仕事をして働きながらカトリックの伝道をされるとともに、「麦の会」の中の心的な支え手でもあります。)

会は、お祈りや聖書を読むことから始められ、ジュリアーノさんが、「放蕩息子」(新約聖書のルカ伝15章11節から32節)について話しをされました。その時、「ザアカイの話」(ルカ伝19章1節から10節まで)もされたのです。ザアカイの話は、今までも何回か読み、よく知っている話でしたが、その時、ジュリアーノさんが言われたことが、私には大変新鮮で、強く心に残りました。その個所にはこのように記されています。

【ルカによる福音書 19章1節〜10節】

さて、イエスはエリコにはいつて、その町をお通りになつた。ところが、そこにザアカイという名の人がいた。この人は取税人のかしらで、金持であつた。彼は、イエスがどんな人か見たいと思つて見たが、背が低かつたので、群衆にさえぎられて見ることができなかつた。それでイエスを見る

ために、前の方に走つて行つて、いちじく桑の木に登つた。そこを通られるところだつたからである。イエスは、その場所にこられたとき、上を見あげて言われた、「ザアカイよ、急いで下りてきなさい。きょう、あなたの家に泊まることにしているから」。そこでザアカイは急いでおりてきて、よるこんでイエスを迎え入れた。人々はみな、これを見てつぶやき、「彼は罪人の家にはいつて客となつた」と言つた。ザアカイは立つて主に言つた、「主よ、わたしは誓つて自分の財産の半分を貧民に施します。また、もしだれから不正な取立てをしていましたら、それを四倍にして返します」。イエスは彼に言われた、「きょう、救いがこの家に来た。この人もアブラハムの子なのだから。人の子がきたのは、失われたものを尋ね出して救うためである」。

ジュリアーノさんはこう言われました。「イエス様は、ザアカイの家で食事をされた時、ザアカイに何か言つてますか? ザアカイは、金持ちで皆からたくさん税を取り上げてゐるみんなに嫌われている人だつたけど、イエス様が、その人の家で食事をしてゐる時、何か言つた、と書いてありますか? イエス様が何も言わなかつた。

それなのに、ザアカイは立ちあがってイエス様に、『自分の財産の半分を貧民に施し、誰かから不正な取立てをしていたら、倍にして返します』と言いました。説教したり叱ったりするのではなく、イエス様の愛そのものが、ザアカイの頑なな心を溶かし、悔い改めに導き、ザアカイが新しい生き方ができるようにしたのです。」

ジュリアーノさんのこの話は、私の胸に深く落ちました。私達は、ともすれば自分を相手より高みにおいて、いろいろと説教したり、ひどい場合は非難や批判をするのですが、本当の愛は、そういう言葉を必要としない、ただその人がそこにいて、その相手をそのまま受け入れ、すべてをゆるすことだけで十分なのだ、ということ、今回、ジュリアーノさんを通して聴いたザアカイの話から、気がつかされたのです。そしてこのことは、どんな人と交わっていくときにも、本当に大事なことなのだ、と深く感じたのでした。

さてその後、いくつかのグループに別れて話し合いをしました。その話し合いの時にも心打たれることがありました。遠くからきた私よりはるかに若い人が、自分と文通者との交流につ

いて話してくれました。その女性は、重い刑を負った人との文通を丁寧にしつかりとやっていっているのです。獄中からの頼みごとにも添えるだけ添っているのです。そして自分自身も精神的な病を抱えていると言われたのです。そしてこのことを両親が知ったとき、両親は娘のしていることを黙って受け入れてくれたそうです。私自身は以前から犯罪者の問題に関心を寄せていたのですが、実際に文通を始めるに至るまでに数年もかかりましたし、私の親しい友人たちのなかにも、『和解』を読み、死刑の問題や獄中の問題に関心があるんだけど、もし文通を始めると、家族の反対がありそうだったり、また自分自身が精神的にしんどくなるのではないかと案じられたりして、文通を始めることができない人達が何人かいます。けれどもこの女性は、自分自身もしんどい状況を生きながら、真摯に一人の重い刑を負った人と文通を続け、誠心誠意相對している、ということに心を打たれました。そしてまた、私は、その方は、自分自身がしんどい問題を抱えているからこそ、親身になって文通をしていけるのかもしれない、とも思ったのです。

グループで話し合った後、全体で話し合いの報告会を持ちました。そこで「服役中の人達の多くは、出所後の仕事や生活についての不安を抱いており、そのことを訴えてこられる。このことは、本当に大事な問題で、社会での取組みがまだまだ非常に手薄である」ことなどが話されました。麦の会スタッフ一人一人のお話しも聴きました。文通を希望する人の数とそれを引き受ける人との数がアンバランスで、引き受け手が絶対的にいつも不足しているとのこと。そのためスタッフの中には、なんと独りで70人もの文通を引き受けている人さえいる、という事実を知って非常に驚き、また頭が下がる思いでした。そのスタッフの人は、返事を書くことが毎日の殆どすべての時間を占めているそうです。

また30人近い人達と文通しているという別のスタッフの人は、「今では獄中の人達と文通することは、私の生きがいです。私と何ら変わらぬ一人の人と人として、お付き合いしています。手紙の交換からいろんなことを考えさせられ、喜びを与えられ大事なことを学んでいると思います」と話されました。

この日、集まった人は、教会に所属している人達ばかりだったのですが、文通をしたい人達は教会の外にもいるはずで、いろいろな人達がこの輪に加わるようになれば良いなあ、と思います。私も及ばずながら、文通を続けていくことで、周りの人達がこのような問題について考えていく橋渡しができれば良いなあ、と願っています。

最近「ルポ 虐待—大阪二児置き去り死事件」(杉山春著、ちくま新書、2013年刊、840円+税)を読みました。この事件は2010年夏に起こりました。二児を置き去りにして餓死させてしまった母親の刑は、懲役30年に確定しました。私の孫と同じ年頃の幼ない子ども達が、ほんとうに酷い死にかたをしたことについては、そのことを思うたびに胸をかきむしられる思いがします。けれども、ここに至るまでのことをつぶさに調べたいうで書かれたこの本を読むと、この母親にだけ責任を負わせ、その罰として30年という長い年月、獄に閉じ込めるだけで良いのだろうか、という深い疑問が生じます。この母親が、本当に自分の罪を自覚でき、愛していなかったわけではない子等に心か

ら詫びて、新たな一歩を踏み出すことが、死んだ子等への何よりの供養になるのではないかと思うのです。30年間獄中にある中で、その母親に対してどのような更生の仕方がなされるのでしょうか。日本の刑務所は、被害者の代わりに加害者を罰する役割を果たし、加害者の更生は二の次になっています。この母親が今どのような日々を獄中で過ごしているのか、とても気になっています。

獄中の人達と文通をするようになって、新聞で報じられるこのような問題についても、いつも深い関心を寄せるようになりました。獄中から手紙を受け取り、その手紙を何度も読み直し、心を込めてまた返事を書く、そしてまた手紙を受け取る。このことが今では、とても重いものがそこにはあるけれども、同時にとても楽しみになってきていることがわかります。これは文通を始めてみないとわからないことでした。日々、お一人おひとりのこと、そして手紙に記されているそのご家族のことも祈るようになりました。これからもできる限り、死刑の問題、刑罰の問題、被害者と加害者の問題などについて、傍観者としてではなく、自分自身の生きる問題と深いかかわりがあることとして、

関心を持ち、考え、やれることをやっています。いと願っています。



## その果す役割の大きさ

## 森のクマさん

昔家畜として、馬や牛は農作業の手助けとして、犬はまさに番犬としてキツネやヘビからワトリを守ったり、ドロボウよけに働いていた。猫は家の中でネズミ退治に一役かっていたものだ。

近年様々な種類の犬や猫が、まさに「ペット」として、それ以上に家族として大切に扱われている。それはそれでステキなことだが家族の繋がりがや人間関係の希薄さを、ペットが埋めているのでは？と感じてしまう。もちろん人間同士のつき合ひでは、得られない「癒し」もあるのだろうけれど。

我が家でもその昔、子供達が「犬が欲しい！」、「犬を飼って！」（中にはヘビが欲しい……と言う子もいたが）、再三せがまれ、とうとう人を介して雑種の犬を貰うことにした。さて名前はどうしよう？子供達は「皆は教会学校に行っているけれど、犬は教会に行けな

いけれど、皆と同じように神様に守られてお恵みが与えられると良い」との意見が一致し、「クリスチャンと命名。子供達も「クリ」、「クリ」：と呼んで可愛がり、サイクリングロードを散歩させたりしたものだ。

雪の降り積もった朝、「クリが心配だから今日は学校へ行かない」と大騒ぎになり、結局担任の先生が迎えに来たことも。

学校帰りに家に入る前に、まずは犬に挨拶をし、学校での出来事とグチをしばらくクリにきいてもらってから、「ただいま！」と元気良く玄関を開ける子も。

子供の成長と共に、一人、又一人と家を離れ、たまに電話が入れば「クリ元気？」、「ちゃんと散歩につれて行ってる？」、親を気づかうように犬が先かい？挙げ句の果ては「年をとってきたら足から弱るって言うから、母さん一生懸命クリの散歩してやって！」親を案じているのか？犬を心配しているのか？

クリは学校帰りの小学生女の子達が、わざわざ給食に出たパンを持ってきて、食べさせてくれた時は尻尾が千切れるかと思うほどの喜びようでした。

様々の意見の違いで家族間が、ギクシヤクしている時でも、どういう訳か「クリ」の話になると意見が一致し、思い出話では大いに盛り上がったものだ。

たった一匹の犬のお蔭で、私達家族は心豊かに過せたし、大きな慰めにもなった。

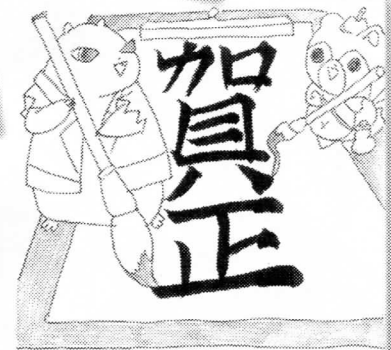
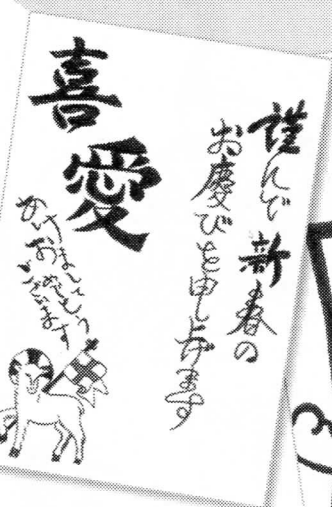
今の刑務所では考えられない事でしょうが、只々、がんじがらめの規則を守るだけの味気ない刑務所生活から脱却して、受刑者に犬だけでなく、豚、馬、牛などを飼育してもらえば情緒の安定が生まれ、生命の大切さを感じてもらえるだろう。酪農や養豚として扱えば、収入面でもメリットがある……と考えるのだが。そして彼らの社会復帰への道筋をつけられると思われる。

現在の法務省関係の頭の固い役人に、大きな変革を求めたいものだ。

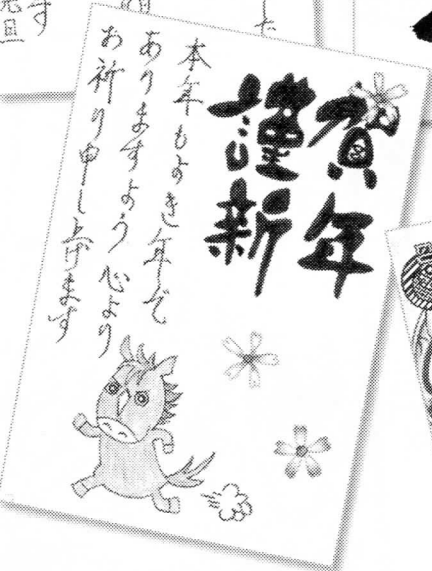
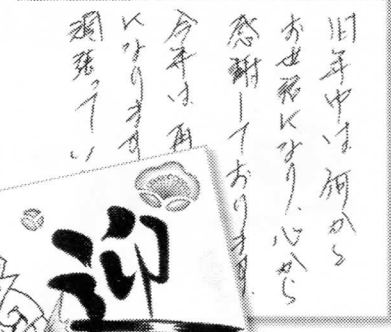


たくさんの年賀状

ありがとうございます！



翔







おめでたうございませう

謹賀新年



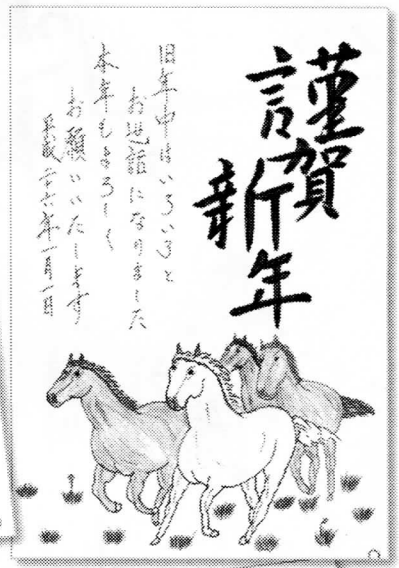
平政二十六年元旦

旧年中は大変お世話になりました  
本年もよろしくお願ひ申しませう

謹賀新年

旧年中はいろいろとお世話になりました。有り難うございませう。本年は心も新たに、進んで努力する覚悟をこころしめさせていただきます。この一年が有意義になり、まして身方も年とありまします。ますます、お願ひいたします。まう。

平成26年元旦



謹賀新年

旧年中はいろいろとお世話になりました。お世話になりました。本年もよろしくお願ひいたします。平成二十六年一月一日



正賀

本年もよろしくお願ひいたします。バウおまむ

迎春



新念のまじり



迎春

謹賀新年のお慶びを申しあげます。お願ひ申し上げます。



謹賀新年

あけましておめでとうございませう。今年もよろしくお願ひいたします。

二〇一四年元旦

迎春

今年も宜しくお願ひ致します。体を大切にして下さい。二〇一四年元旦



# 短歌



遠賀虫生

おだやかな光よろこぶクリスマス輝く気分にはまきませぬ  
去年今年世にも人にもあまねくて静かに祈るうま歳の幸

世界のたあさん

正直な自分の気持ち見つけ出し見栄もはらずに悪ぶりもせず

DOGGY

面会での子供の笑顔胸刺さる犯した罪の深き重みが

博多一粒

今年こそ自分本意を改めて傘寿に鞭打ち無期を生き抜く

星の砂時計

愛された親に生命を与えられ誰も愛さず死ぬは罪かな  
震災で逝きたる人に罪は無く誰が悪いや我らの罪か

宮城のグロリア

朝夕にまつる鏡に映しみむおのが心に曇りなしゃと  
原発事故ふたとせをへて見通しのいまだ立たざる町のかなしみ

新年を飛躍の時と年男主に導かれ強く生きらん

佐賀天山

みちのくGoriき

待てば遅く惜しめば早く過ぎるなり時の流れの意地の悪さよ  
あの頃は好きじゃなかったおふくろの黄色いカレーが今は恋しい

# 俳句



被害者と遺族の涙冬の滝

星の砂時計

ジョージ

朝粥の腹に染み入る寒露かな  
迷鳥や暫し憩ひて天高し

雅言人

北風の聞こゆる音に風の色

佐賀天山

獄起床老い堪え凌ぐ損なわず

ものふは死語かも知れず立葵

台風の天気図水面の波紋みたい

佐藤あかね(りありあ)

山本



新予算国もわたしも夢を見る  
出せば来ぬ出さねば届く年賀状

刑務所が老人ホームになり果てる  
キリストを知って初めて愛を知る

入山料さらに高嶺の富士の山  
原発のない時代でもいいじゃない

トイレさえ一人でのんびり出来なくて

佐藤あかね(りありあ)



博多一粒

X上福岡

宮城のグロリア



心の手紙

荒井部

君と初めて出会った時

目と目があつて目礼をした

ただそんな感じだった

過ぎゆく季節の中で

少しずつ君への思いが

僕の胸にしみ込んで

日の出を待つひまわりのように

僕の心は満たされていった

楽しい時や嬉しい時

僕は君と祝杯を上げ

悲しい時や苦しい時

僕は君の笑顔に励まされた

この柿色の夕映えを

君は見ているだろうか

僕の胸の思いは

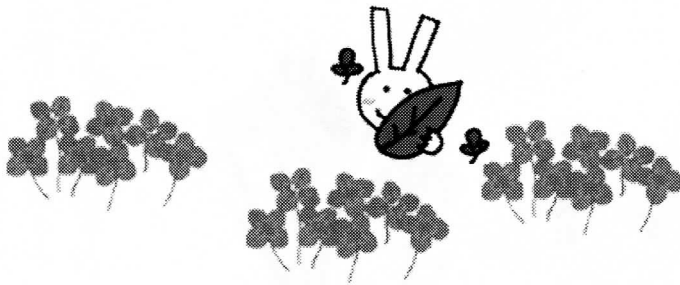
君に届いているだろうか

春風に誘われて

一通の手紙から始まった

終わりになき永遠の

愛と奇跡の物語



今夜も広い夜空の下 ひとり 一体何を想えばいい  
 寂しさが身に 染みるのは 君が居ないから  
 流れ出す涙を拭いても 溢れる想いは止まらない  
 寂しさが胸を募る 側にいて愛する人

夜空を見上げ 月明かりが差す道を

大切な君と いつまでも一緒に歩いて行きたかった  
 目を閉じれば 大好きな君 こんなに輝いているのに  
 今はもう届かない声だと諦めた 叶わない夢だと諦めた  
 あの日一人で涙した夜を 今でもはつきり覚えてる  
 だけど もう後悔なんてしてないんだ  
 あなたの倅せを願っているから……

賛美

砂の星

主は生きておられる  
 わたしたちの内に  
 祈る心のすばらしさ  
 信じる心のありがたさ  
 心の内のかすかな望み  
 それさえ 叶えていただいて  
 救われ 癒され 主のおやさしさ  
 み母の愛につつまれて  
 祈る心の安らかさ



忘れない あの日を  
 忘れない あの日を  
 東日本大震災があつたあの日  
 ボクは福島にいた  
 未だかつて体験した事のない  
 とてつもない凄まじい揺れに  
 もう終わりだと思つた  
 建物の倒壊と津波によつて  
 幾千の星になった人たち  
 塀の中に居て  
 瓦礫の撤去さえ手伝えない  
 何も出来ない己の無力さに  
 たただた情けなくて悔しくて  
 何度も涙が流れた  
 あの時ほど自分の犯した罪を  
 猛省した日々はない  
 もう二度と罪は犯すまいと  
 固く心に誓つたあの日  
 忘れない あの日を  
 忘れられない あの日を  
 鎮魂と東北の復興を心から願ひ  
 星空に祈りを捧げる  
 この願いと祈り  
 どうか届きます様に



いにしへの孟子が言う

天が人に

大いなる任を降そうとする時

必ずまず

その心志を苦しめ

その筋骨を疲れさせ

その身体を飢えさせ

その心身を窮乏させ

行う事 為す事に

幾多の障害を与える

すなわち

「艱難如岳を玉にす」

日本一の富岳のように大きくなる為の修行だ。

生きることはゆるすことと知るべし

時節到来祝前途

飛龍天掴彼方玉 再会夢みて攔筆



健康祈願

子供の頃。 雪の中に初めて立った日

僕は まんまるい瞳を一杯見ひらいて

好奇心と感動で瞬きも出さなかった

ざーっと前 庭のつじが花を精一杯つけた時

手をそっと差しのべて その花を

たたかすにはいられなかった不思議な感動

そしてさ！ 田舎の川辺で お玉杓子の群れを

見つけた時の胸打つ喜び

子供が初めて知るこの世の不思議

いつも まあるまるの瞳を輝かす。

この白い世界にもう一生忘れることの出来ない

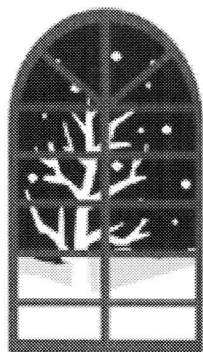
美しい夢を持ち育ってきた

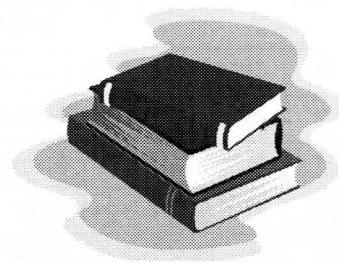
思い出すなー 雪の中の思い出

もう一度！あの頃のように夢と希望を持ち

しんしんと降りそそぐ この雪の中を

歩き続けよう 明日に向って強く強く





本会の活動の補助として、書籍支援をするコーナーです。書籍支援を希望する会員は、下記利用方法をよくお読みの上、書名を明記なさり事務局までお申し込み下さい。

## 利用方法

- ① ※印がある書籍は最長6ヶ月貸し出しできます。6ヶ月以内に返却をお願いします。※印が無い書籍は返却不要です。
- ② ※印がある書籍の返却送料は原則として自己負担になりますが、その資力すらない会員は、事情を添えて事務局までご相談ください。
- ③ 希望者が重なった場合は事務局が総合的に判断しますが、なるべく多くの方に活用してもらいたいため、原則として累計ご利用冊数が少ない方を優先します。順位をつけて複数希望する等、工夫してお申し込み下さい。
- ④ 支援の可否のご連絡は、支援可能な場合のみ2ヶ月以内にご希望書籍の発送をもってかえさせていただきます。ご希望に添えなかった場合は、そのご連絡は省略させていただきます。事前予約は出来ません。2ヶ月以内に届かなかった場合は、お手数ですが改めて申し込んで下さい。

## ○書籍リスト（現在の在庫）

	書籍名	著者	出版社
※	死刑100年と裁判員制度		インパクト出版会
※	死刑囚の母となって	向井武子	新教出版社
※	ある死刑囚との対話	加賀乙彦	弘文堂
※	贖罪		読売新聞社
※	癒しと和解への旅	坂上 香	岩波書店
※	奈落—ピストル強盗殺人犯の手記	熊谷徳久	展望社
※	黒の紋様 警視庁指紋捜査官レポート	塚本宇兵	新潮社
※	累犯障害者 獄の中の不条理	山本譲司	新潮社
※	二重洗脳 依存症の謎を解く	磯村 毅	東洋経済新報社
※	ミニ神父とアルコール依存症者たち	宮下忠子	東峰書房
※	悪魔はきみの近くにいるほんとうの「ドラッグ」	近藤恒夫	講談社
※	殺意は必ず三度ある	東川篤哉	実業之日本社
※	57人の死刑囚	大塚公子	角川文庫
※	死刑は誰を救うのか—中山千夏と語る	死刑をなくす女の会	一葉社
※	負けて勝つ神	野口泰介	文芸社
※	ゆるしのレッスン	大内 博	サンマーク文庫
※	闇の中であなたを求めて	ジャック・レーヴ	ドン・ボスコ社

	書籍名	著者	出版社
※	〈マンガ〉神なんていないと言う前に	パク・ヨンドク	いのちのことば社
※	神は人を何処へ導くのか	鈴木秀子	クレスト社
※	牧師さんになったお坊さんの話	松岡広和	Forest Books
※	魂にふれる50の天使	アンゼルム・グリューン	キリスト新聞社
※	チェ・キドン爺さんの話	クァク・ヨングオン	聖母の騎士社
※	生きていることを楽しんで	ターシャ・テューダー	メディアファクトリー
※	性被害の犯罪を越えて	ハワード・ゼア	現代人文社
※	人間の大地	犬養道子	中央公論社
※	クレイジーボーイズ	楡 周平	角川文庫
※	博士の愛した数式	小川洋子	新潮文庫
※	あぼやん	新野剛志	文藝春秋

### ○返却不要書籍名

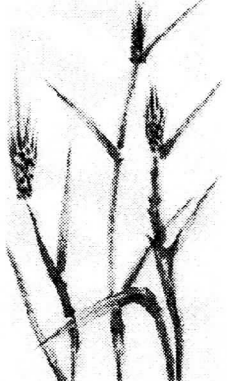
書籍名	著者	出版社
社会復帰のためのハンドブック		監獄人権センター
プリズンライフガイドブック		監獄人権センター
外部交通(面会・文通)問題の手引き		監獄人権センター
ど忘れ漢字字典		全教図
「アリの町のマリア」 北原怜子	やなぎや けいこ	ドン・ボスコ社
二つの勲章	やなぎや けいこ	ドン・ボスコ社
みことばの食卓	石川康輔	ドン・ボスコ社
ところにひかりを	ガエタノ・コンプリ	ドン・ボスコ社
日本人の知らない日本語3		メディアファクトリー
神父様、教えて		ドン・ボスコ社
心の甘美なる客	A・ドモンティニ	ドン・ボスコ社
心は心に語る		ドン・ボスコ社

### ○寄贈のお願い

- ・各種資格取得の為に。例えば「宅地宅建」「介護」「調理師」「簿記」「英検」「危険物販売士」etc
  - ・辞典類(国語、和英、英和、漢和、中日、タガログ語)
  - ・中学校(英・数・国)教科書、参考書
  - ・聖書
- ……………以上、全て書き込みのないものをお願いします

〈お詫びと訂正〉

22号でご案内した『希望の手紙』 アンドレ・グエン・ヴァン・チャウは『希望の奇跡』の誤りでした。お詫びして訂正します。



## アクション呼掛け・案内板

私たち一人一人が身近にできることを、具体的に取組んでいきましょう。それぞれ無理のないペースで構いませんので、継続的なご協力を会員、読者の皆様には是非よろしく願いいたします。

### ◎書籍紹介のお願い

本会では死刑問題、再犯防止、円滑な社会復帰への取組みのためや、更生を目指す一人一人が自分の人生を豊かに生きる為に一読を勧めたい書籍を紹介する場を設けています。皆様が読まれて一読を勧めたい書籍がありましたら、書名、著者、出版社、そして紹介のための「要約」を便せん2枚以内にまとめてお送り願えないでしょうか。「要約」は本誌「書籍案内コーナー」に掲載し読者に紹介するという形をとりたいと考えています。

### ◎書籍寄贈のお願い

本会の活動の補助になる書籍をお持ちの方で、寄贈してもよいという方がおられましたら譲って頂けると大変ありがたいです(題名を問いません)。

- ・死刑問題を考えることのできる書籍
- ・更生の自助努力や更生支援に役立つ書籍
- ・薬物離脱へ取組むための参考図書
- ・犯罪被害について考えることのできる書籍

### ◎新聞への投書

死刑制度に疑問を投げかけたり、更生を阻害している問題の改善を訴える内容を、新聞に投書していただきませんか。新聞への投書は、社会一般の多くの人々が普段意識しなかった問題に関心を持つ切っ掛けになり、考えを深めていくために大変有効な方法だと思います。また、その投書が掲載された場合、事務局までお知らせ頂けると嬉しく思います。本誌にも取り上げさせて頂きたいと考えています。

### ◎新聞、雑誌の記者への「賛同アクション」

新聞や雑誌で、死刑制度に疑問を投げかけ、死刑廃止を訴えるような記事や投書を見つけたら、それを書いた記者、投稿者への「賛同」のハガキ、電話、ファックスを、その新聞社、出版社に出していきましょう。その私たち一人一人の地道な積み重ねが良識ある記者、投稿者を支え、育て、励ましにもなります。賛同、支持を表明して、見える形できちんとこまめに伝えていくことは非常に重要なことであり、一般に、賛同の声がほとんどなければ、その記者は



段々と外されていってしまし、根強い賛同の声が増えれば、その記者は社内での影響力が大きくなり、紙面が少しずつ大きくなっていくことにつながっていきます。

### ◎法務省、法務大臣にハガキを出してください

死刑の廃止、死刑執行の停止、死刑確定者の外部交通制限の運用改善の要請、そして死刑執行があった場合にはその抗議のハガキを、法務省、法務大臣に、こまめに出して下さいませんか。谷垣禎一法務大臣は、「死刑に関しては、いろいろな御批判もごさいます。国際的にもいろいろな議論はごさいます。ただ、私は、日本ではこういう死刑というのが法定されていますし、国民の支持も基本的にあるものだと思っています、もちろん、問題があればその問題をきちんと解決すべきことは言うまでもありませんが、現状においては、私はこの死刑というものを維持していくことに、変化を迫る情勢はないものと考えております。」(法務省ホームページ掲載)と述べており、死刑維持に変化を迫るだけの声が法務省や法務大臣に届いていくかどうか、死刑制度を見直すための最大のポイントであるというメッセージを出しています。ご家族、友人知人など周りの方々にも協力を呼び掛けていただき、一人でも多くの声を、粘り強く届けてくだされば嬉しく思います。

- ・〒100-8977 東京千代田区霞ヶ関1-1-1 法務省内 谷垣禎一法務大臣
- ・〒100-8982 東京都千代田区永田町2-1-2 衆院第二議員会館 210号室 谷垣禎一

### ◎本誌『和解』へ投稿をしてください

死刑制度にまつわる情報提供や問題提起、死刑廃止へのアピール、犯罪を犯してしまうに至るまでの様々ないきさつ、成育史、社会的な問題、時代背景、複雑な経緯や、現在どういう形の更生努力を重ねているか、どのようなことを考えて、どのような姿勢で過ごしているかという具体的な更生の自助努力の姿や、更生支援文通プロジェクトの歩み、再犯者はどうして再犯をしてしまったのか、どこをどうすれば再犯を防げると思うか、また、更生を阻害する事柄への問題提起、更生に役立つような情報提供やアイデア、全国の仲間への励ましの気持ち、建設的批判等々、「死刑廃止、更生、犯罪減少」に関して、獄中会員、獄外の会員、文通支援者、読者の皆様から投稿をお待ちしています。そして出所後も、出所したからこそ見えてくるこれらの問題を引続き投稿してくれるとありがたいです。絵、カット、文芸作品という表現の投稿も、どしどしお送りください。

投稿という形で参加して下さる方が増えてきました。嬉しく思います。『和解』誌を通して「つながる力」を感じます。獄中者が自ら考えて行動をすることで、新しい発見があり、社会の人たちに理解されていくことにもなります。社会の方からの投稿は獄中者を励まし、つながりを感じると思います。随時原稿を受け付けています。

24号は8月発行予定です。原稿は6月15日締切です。

## [投稿規程]

- ・用紙は、便せん、原稿用紙など自由です。仮見出しをつけて下さい。ペンネームを使う方は、その旨を書き添えてください。
- ・字数制限はありませんが、便せん8枚程度より長文の作品は採用されにくいこともあります。また、分割して連載の形で掲載させていただくこともあります。
- ・基礎的な趣旨を変えないで手を入れることがあります。
- ・原稿の返却はいたしません。採用の可否に関するお問合せには応じかねます。紙幅の都合上、掲載できないことも多々ありますが、どうかそれにめげずに投稿をお願いします。一人でも多くの方の作品を掲載できるよう、精一杯努力して参ります。
- ・原稿料は出ません。転記・転載・著作権収入の権利放棄を前提に投稿をお願いします。

◎国政選挙、地方選挙の際には、死刑廃止と受刑者の更生に理解力がある政党や候補者に投票して下さると嬉しいです。

◎上記以外にも会員、読者が身近にできるアクションを教えてください。何ができるかを皆で一緒に考えていきましょう。

## 『とらえなおし』のご案内

飯田博久さん(運営委員)がご自分の犯罪に三十数年間にわたり向き合い続け、その更生自助努力の成果をまとめて、『とらえなおし』と題する全 230 ページの冊子(本)として自費出版しました。


真面目な更生自助努力を模索している方、具体的にその支援をして下さる方にとって参考になると思います。よろしければ購入してご一読下されれば幸いです。価格は一冊 1,350 円(送料込)です。

郵便振替口座: 10090-7-319221 加入者名: とらえなおしの会

払込取扱票の通信欄に、お届け先住所・氏名・「とらえなおし購入代金」と明記の上、お振込みください。入金確認後、速やかにメール便でお送りいたします。

なお、冊数に限りがございますので、第一回購入受付は2014年8月15日までとし、在庫数を確認しながら随時ご案内させていただく予定です。





## 会員総会の開催を告示します

2014年4月24日

会員総会議長(麦の会代表)伊藤玲雄

現行の麦の会規約に基づいて会運営を進めているところですが、以下の理由から、事務局とも話合った上で、運営委員会で麦の会規約の改正案を作り、その賛否を会員の皆様の投票で決めていただきたく、本日、麦の会規約の改正に関する会員総会を開催いたします。

### ◇改正案作成の趣旨説明

改正案を作った理由は次のとおりです。麦の会は1980年に結成されてから本日まで、「自己犠牲」、「無償の愛」という伝統を、幾度かの規約改正を経ながらも受け継いできました。この度の規約改正案の狙いは、それら麦の会にとってかけがえのない伝統を、ただ表面的、形式的になぞるのではなく、より本質的な意味でその精神を深め、きちんとした社会一般の方々にも受け入れられる水準にまで広げていくところにあります。相手をかけがえのない存在として愛するというのは、時に、様々な課題に立ち向かっていくことが避けられません。麦の会の目的実現を真面目に掘り上げるのならば、社会的にも法的にも健全な社会活動団体であると認められ、一般の社会の方々からも広く協力や支援、参加をしていただくことが可能な形に、飛躍することが不可欠と考えました。

では、具体的な要点に入ります。

**1点目は、理念の確立です。**麦の会は、1980年の結成時から現在に至るまでずっと、政治信条や宗教的立場の違いを超えて、「麦の会の目的そのものに共感する善意の心」という一点に於いて一致協力し、誰も排除せず共生してきました。

また、死刑廃止や更生などは、単なる自分たちの都合、利己主義でやっている訳ではなく、社会の側から見ても建設的な意義がある社会活動として取組んでいるということを正しく示すことは、極めて重要です。

そこで、多様な文化、政治、宗教、思想を持つ方々にも受け入れていただけるための「理念」を条項として整えました(改正案第2条)。なお、念の為に補足すると、会員に無色透明を求めるとか、それぞれの政治や宗教色を出してはいけないとか、そういう意味ではありません。多様性をお互いに尊重した上で、それぞれの政治的又は宗教的側面を妨げないことも、しっかり担保しています(改正案第6条)。

**2点目は、会員の権利を拡充し、参加型の共同体に発展することです。**現行の規約には、一人一人の会員の皆様から運営サイドへの運営上の参加権としての意見申立(会議開催請求)や、役員のリコール(解任請求)の条項がありません。これでは、一人一人の会員の主体性、能動性、参加意識に大きな限界が生じるし、会運営全体の観点からも厚みや深み、ダイナミックさがなくなります。また、役員の方が一の暴走とか独裁に対しても、心理的な歯止めも実際的な対処もできません。そこで、麦の会は一人一人の会員が育てていくもの、何をしてもらえるかじゃなく、一緒に何ができるか、考える参加型へと発展し、より皆で力と心を合わせて一步一步積み上げていくために必要な、きちんとした手続き上の権

是正や補正ができるようになっていますが、やはり必ず会員の投票によって決めるべきであると考えました(改正案第21条)。また、会員の皆様にそれぞれ外部交通その他諸事情があることも考慮し、会員総会の投票期間を約三倍に広げ、更に、会員の意見をより正確に反映する方向へと議決基準を緩和しました(改正案第24条)。

**3点目は、総仕上げとして、麦の会が社会に認められるための整備です。**どのような社会で生きていきたいのかという根本的ビジョンの観点では、内面的にも制度的にも排除ではなく共生できる社会を目指し、社会的、法的観点でいえば、内輪だけのひとりよがりや自己満足ではなく、社会の側からも認められ法的にも通用する活動を目指すという立場をとり、そのために必要な改良を、規約全体に亘って行いました。

事務所の所在地を、きちんと正式な条項に入れました(改正案第2条)。活動目的を、より踏み込んで掘下げました(改正案第4条)。目的を達成するために、どのような事業を行うのかを整えました。目的達成には、まず自らの在り方を見直すことが欠かせないと考え、条項に明記しました(改正案第5条)。入会、退会、会員資格の取得喪失の要件を明確にしました(改正案第7、8、10、11条)。役員任期を作り、「代表」と「運営委員」の職務や責任の違いを明確化しました(改正案6、14、15、23、29、30、34、36条ほか)。「会員総会」と「運営委員会」の権能の違いを誤解が生じないようにきちんと整理し、各会議の議事録に関する不備を是正しました(改正案第21、26、28、33条)。「資産」、「事業年度」、「解散、合併」の条項を整えました(改正案第34、35、39条)。「運営委員会」と「事務局」の役割の違いを明確化し、事務局の任免の条項を作りました(改正案第28、40、41、42条)。規約の制定日や改正日の歴史的経緯を明記し、附則の不備を補いました。その他法技術的な不備、欠陥を点検し、不要なトラブル、誤解、心のすれ違いが生じないように規約全体を改めました。

こうして真の意味で、広く深く人間全体に温かくつながっていくことができるような形へ規約全体の水準を整備し、きちんと基礎を固めた上で麦の会の活動を推進していくべきと思い、別紙「改正案」を起草した次第です。

#### ◇参加資格

全ての「獄中会員」と、全ての獄外の会員(「協力会員」と「賛同会員」)に一人一票の投票権があります。

ただし、会員総会の投票最終期日までに外部交通制限その他の事情で投票ができない会員は、投票権を行使できません。

#### ◇投票方法

告示日を、『和解』第23号を事務局から発送した日である2014年4月24日から2014年5月22日とします。

投票期間は最終告示日の翌日である2014年5月23日から2014年6月12日までの3週間以内です。

別紙「改正案」に反対意見(規約の改正をしない方がよいという意見)の会員のみ、2014年6月12日までに、その旨の書面を事務局まで郵送して下さい。当日消印まで有効です。なお、面会その他口頭や、電話、ファックス、電子メールは無効票となってしまいますので、よくご注意ください。

別紙「改正案」に賛成意見(規約の改正をした方がよいという意見)の会員は、書面を郵送する必要はありません。

#### ◇議決

有効投票数を集計し、会員の3分の1を超える反対票があった場合は、改正案は否決されます(規約は改正されません)。会員の3分の1を超える反対票がなかった場合は、改正案は可決されます(規約は改正されます)。

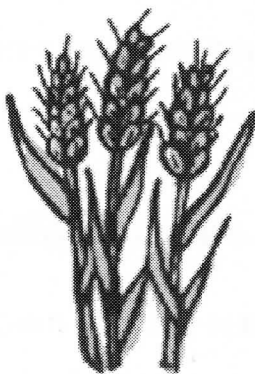
議決結果は、『和解』第24号に掲載してご報告致します。

### 運営委員会報告

#### 〈役員人事の変更〉

外部交通の事情によりM・Y運営委員が、役員としての役割を果たせない状態にあり、同時に、規約第4条(2)(4)の運営委員定数を確保する必要もあることから、運営委員会で協議した結果、2014年3月31日付けでM・Y運営委員を解任し、2014年4月1日より飯田博久さんを運営委員に選任することを決定しました。新体制は次のとおりです。

代 表	伊藤 玲雄
運営委員	末永 美津江
運営委員	飯田 博久
事務局代表	ジュリアーノ・デルペーロ





私は、1980年9月1日の麦の会創立に参加して以来、初期の麦の会の運営委員として、麦の会の機関紙『麦の会通信』の原稿集めや表紙、カットを描いて版下を作り、印刷の手配をしたり、麦の会の内部運動として「とらえなおし」を提唱してきました。

平成元年の下獄により、麦の会の活動はできなくなったものの、とらえなおしは続けてきました。新法施行により、友人とも文通交流ができるようになり、麦の会に復帰し、アドバイザーとして活動を始めましたが、このたび『とらえなおし』という本の形でこれまでの成果をまとめて自費出版をすることが出来ました。それを機に「とらえなおし」を主に担当し得ると、運営委員会に自薦し、運営委員として再任されました。伊藤代表や、ジュリアーノ事務局代表、そして末永運営委員、事務局スタッフの皆さんの信頼に感謝致します。また、本の出版に協力していただいた、西原さんや鈴木さんにも感謝します。ジュリアーノさんが捜してくれたサンピエトロ寺院のミケランジェロ作ピエタ像を『とらえなおし』の表紙に出来たことで、嬉しさもひとしおでした。

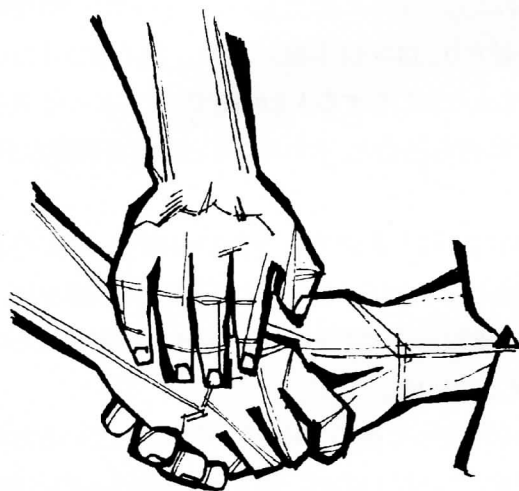
この自分の体験から、私は、次の様に思います。

まずひとつは、仮に、獄中会員の諸兄が、ご自分の犯罪のとらえなおしを、事情があれば仮名でかまいませんので、とらえなおしとしてまとめて貰えれば、次のように展開できるかも知れないと思いました。とらえなおしプロジェクトその一です。

- A. とらえなおしをやってみようという方が、麦の会通信上に投稿などで、あるいは事務局に直接その意志を表明されたら、獄外の協力会員に、パソコンでの活字化作業の協力依頼を麦の会通信上でよびかけたり、ロコミ(手紙)で捜し、協力者が居れば、両者をつないでとらえなおしの活字化と、とらえなおしをする人との間で、どんどん作業を進めていただきます。
- B. とらえなおしをパソコンに打ち込むと、それをプリントとして何部か作れますし、その記録をUSBメモリーに出来ます。
- C. プリント量が少ない時は、何人かの方々と合同の形で、プリントとUSBメモリーのふたつを揃え、出版社に持ち込んで、出版の検討をして貰うという形をとりたいと考えています。理由は、出版社との契約で印税が支払われれば、それを慰謝料などの償いにまわせるからです。又、更生資金にも使えるでしょう。
- D. とらえなおしをルールに従って進めてゆくと、それをしている方の心の構造、つまり心理の構造があらわになります。これはいわば、個人心理学ともいべき側面をもちます。犯罪やそこからの更生努力を中心としたとらえなおしは、その為、個別の「犯罪更生心理学」ともいべき側面をもつことになります。

それを踏まえると、麦の会の諸兄がとらえなおしを完遂していただくと、その編集によって、個別ではない「犯罪更生心理学」にすることが出来ますから、これを麦の会編の「犯罪更生心理学ハンドブック」という表題の本作りをしたらどうか、と考えています。もし、とらえなおしプロジェクトの派生活動として、このハンドブック作りも承認されれば犯罪を犯した当事者による犯罪更生心理学として、日本の歴史上初めての出来事となりますが、その為、犯罪や更生、福祉、教育、矯正、文学等に関わる人々にとって、基本文献・必読文献となるかも知れません。

- E. 上述の本作りがOKならば、出版社は、これまで麦の会の活動に理解を示してくれ『死刑囚からあなたへ』I・II巻の出版をしてくれた、インパクト出版会を第一候補に考えています。
- F. ハンドブック作りが可能となれば、その印税を、麦の会の各種の支援活動資金としたいと若干、先の事まで考えています。再審請求の資料や弁護士費用、未決の人のとらえなおし上申書用費用、受刑者の出所時の仕事先や住宅など、出所者の一時支援として、宿泊できる家を借りたり、事業体のベース作り(たとえば、ルートバン、エアコンプレッサー、スプレー用ガン、塗料等を中古リサイクルで購入すれば 50 万円以下で揃いますから、出所者が絵を描ければ、看板・シャッター塗装業を営めます。運転できる人も必要ですが)をすれば、仕事を提供することができますし、チラシ作りも出来ます。これらは運営委員会にかけて、代表が決をとって、OKとなれば、実現にむけて努力します。



# 麦の会通信「和解」は 被拘禁者更生支援ネットワーク＝麦の会の機関誌です。

麦の会は、1980年9月1日、死刑廃止を目的に日本死刑囚会議＝麦の会として結成され、幾度かの規約改正を経て、現在、2009年8月1日になされた規約改正に基づき、死刑廃止に加え、更生、そしてその先につながる犯罪減少を主目的に被拘禁者更生支援ネットワーク＝麦の会へと発展的に改名しました。

「麦の会」という会名は、1980年の発足時にキリスト教の聖書の中にあるヨハネによる福音書12章24節の「はっきり言っておく。一粒の麦は、地に落ちて死ななければ、一粒のままである。だが、死ねば、多くの実を結ぶ。」から、会員一人一人が自己犠牲の精神で自らに不利となっても死刑廃止のための一粒の麦となろうと思って、会の精神にぴったりだと採用され命名されました。

この「自己犠牲」、「無償の愛」という精神は麦の会にとってかけがえのない伝統であり、現在も引き継がれ、『和解』もその精神で貫かれ、会員一人一人が共に学びながら、そのメッセージを広く社会に知ってもらい、麦の会の活動趣旨を実現する手段として発行しています。

したがって著作物の転記・転載・著作権収入等の権利放棄を前提に投稿をお願いしています。

本誌著作物は内容改訂や改作はできませんが、特に断りがない限り、転記・転載は自由です。出典はご明記ください。

麦の会代表　伊藤玲雄

## 会計報告

和解 22 号繰越金 334,084 円

### 収入

協賛金 59,820 円

会費 150,320 円

---

合計 544,224 円

### 支出

和解 22 号印刷代 174,720 円

送料 140,773 円

事務費(インク代、事務用品代) 7,574 円

その他(書籍代、他) 3,340 円

---

合計 326,407 円

---

差引残高 217,817 円

(2014年1月20日現在)

## 切手会計報告

2013年7月31日繰越金 55,553 円

### 収入

会費、カンパ 101,692 円

### 支出

事務通信費 77,375 円

---

差引残高 79,870 円

(2014年1月31日現在)





23号がお手元に届くのはつつじの花やぼたんの花のころでしょうか。

麦の会は内外合わせて700名くらいの会員になりました。事務局スタッフは少人数で限られた時間での対応しかできていません。会員の皆さんのご希望にいちはやく添いたいと思いつつもなかなかできない状況です。ご理解下さいね。

このところもう一人の久美子さんがスタッフに参加して下さいました。まさひろさん、借子さんもサポーターとして頑張つて下さっています。

皆さんからのさまざまなお手紙を読みながら、私共も学びつつ祈りつつ福音のよろこびを分かち合いたいと思っています。(久枝記)

## 編集後記

◆ 3月27日、袴田巖さんの再審が認められ、48年ぶりの釈放となりました。死刑囚が再審決定と同時に釈放されるのは初のことだそうで、今回の裁判所の決定に希望をみます。

◆ 一番を担当した裁判官のひとり熊本典道さんは、無罪の心証をもちながら、不本意な「死刑判決」を書いて人生が変わった方です。良心の呵責から裁判官を辞め、弁護士も辞めての生活は、大きな苦しみとともにあったにちがいありません。再審決定の報はどれほどの喜びだったでしょうか。

◆ 今回の『和解』は死刑に関する投稿がたくさんありました。考えるきっかけになることを願つてやみません。(尚子)

◆ 「カトリック」とは「普遍的」という意味です。呼びなれていると日本語の意味が判らない時があります。「神は愛なり」です。神は全

ての人の救いを望んでおられます。

◆ 今回は「宗教者ネットワーク」の世話人雨森慶為氏(真宗大谷派(東本願寺))に「死刑廃止に向けて」を書いていただきました。思い切つてお願いしましたら快諾をしてくださり感謝いっぱいです。

◆ 外部の投稿者の浅野さん、森のクマさん、滝谷さんにも原稿をお願いして快く引き受けていただきました。有難うございます。どなたでも更生支援や死刑廃止に関する原稿を編集部までお送り下さると幸いです。

◆ 編集部では、伊藤代表が全ての原稿を読みます。外部の支援者の尚子さん、三郎さんがパソコン打ちとレイアウト編集をして下さっています。本当に有り難く思います。皆さまに新緑の恵みの時が豊かでありますようにお祈り申し上げます。(編集部 末永)

## お詫びと訂正

22号12頁 如晴さんの「LBの受刑者が約90%」とあるのは「Bの受刑者が90%」の誤りでした。訂正してお詫び申し上げます。



和解23号(2014年4月発行)

発行・編集・会計責任者

麦の会代表 伊藤玲雄

発行所 被拘禁者更生支援ネットワーク=麦の会

印刷・製本 (有)スガハラ印刷

〒204-0022 東京都清瀬市松山 2-7-14

TEL 042-492-2210